

令和 3 年

国見町議会会議録

第 4 回 定例会

令和 3 年 6 月 22 日開会

令和 3 年 6 月 25 日閉会

国見町議会

令和3年第4回（6月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（6月22日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
表彰状伝達	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
公立藤田病院組合議会（松浦常雄君）	7
伊達地方衛生処理組合議会（八島博正君）	8
広報常任委員の選任	9
広報常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について	9
陳情の付託	9
議案の上程（報告第3号～同意第5号）	10
町長提案理由の説明	10
同意第4号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	15
同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	16
散会の宣告	16

第2号（6月23日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18

遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
一般質問	19
11番 松浦常雄君	19
①今春の降霜被害の概要と対策について	
8番 佐藤定男君	24
①国見町における「ヤングケアラー」の実態は	
5番 山崎健吉君	27
①国見町の防災の現状と対応について	
10番 渡辺勝弘君	36
①JR藤田駅前周辺の利活用について	
②管理職および町職員の人事異動について	
3番 穴戸武志君	45
①ICT教育の具体的な推進策について	
②本町のデジタル化推進について	
③65歳以上高齢者単身世帯対策について	
2番 八巻喜治郎君	52
①未来につながる町づくりについて	
6番 小林聖治君	56
①新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種について	
②阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園（あつかし千年公園）について	
12番 浅野富男君	69
①認定こども園について	
②凍霜被害について	
散会の宣告	78

第3号（6月25日）

議事日程	79
出席議員	81
欠席議員	81
遅参及び早退議員	81
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	81
本会議に出席した事務局職員	81

開議の宣告	82
報告第 3 号 繰越明許費の報告について	82
報告第 4 号 事故繰越しの報告について	82
報告第 5 号 町が出資している法人の経営状況について	82
報告第 6 号 町が出資している法人の経営状況について	82
承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて	83
承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて	84
議案第 4 3 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	84
議案第 4 4 号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例	85
議案第 4 5 号 国見町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	86
議案第 4 6 号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例	86
議案第 4 7 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	87
議案第 4 8 号 国見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例	87
議案第 4 9 号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	88
議案第 5 0 号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	88
議案第 5 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例	91
議案第 5 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第 1 号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例	91
議案第 5 3 号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例	92
議案第 5 4 号 町道路線の認定及び変更について	92
議案第 5 5 号 令和 3 年度国見町一般会計補正予算（第 2 号）	93
議案第 5 6 号 令和 3 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	100
議案第 5 7 号 令和 3 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	100
委員長報告	
陳情第 1 5 号 コロナ禍を克服し、国民のいのちと健康を守るための陳情書	101
陳情第 1 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	101
追加日程の議決	102
発議第 4 号 コロナ禍を克服し、国民のいのちと健康を守るための意見書	102
発議第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書	103

議員の派遣について.....	103
常任委員会の所管事務調査について.....	104
町長挨拶.....	104
閉議及び閉会の宣告.....	104

国見町告示第45号

令和3年第4回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月7日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和3年6月22日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和3年第4回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年6月22日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 広報常任委員の選任
- 第 5 広報常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 6 陳情の付託
 - 陳情第15号 コロナ禍を克服し、国民のいのちと健康を守るための陳情書
 - 陳情第16号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
- 第 7 報告第 3号 繰越明許費の報告について
- 第 8 報告第 4号 事故繰越しの報告について
- 第 9 報告第 5号 町が出資している法人の経営状況について
- 第10 報告第 6号 町が出資している法人の経営状況について
- 第11 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 議案第43号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第44号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第45号 国見町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第46号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第47号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第48号 国見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第49号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第50号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第51号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第52号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第53号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第54号 町道路線の認定及び変更について

- 第 2 5 議案第 5 5 号 令和 3 年度国見町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 6 議案第 5 6 号 令和 3 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 7 議案第 5 7 号 令和 3 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 8 同意第 4 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 2 9 同意第 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	羽根洋一君	幼 児 教 育 課 長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農 業 委 員 会 会 長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのためクールビズに取り組んでおりますので、暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇表彰状伝達

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、表彰関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 表彰関係についてご報告いたします。

去る6月3日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会において、同議長会表彰規定に基づき、町村議会議長として6年以上の在職功労者として、東海林議長が自治功労者表彰を受賞されました。

つきましては、これより表彰の伝達を行います。

東海林議長、前にお願いたします。

（表彰状伝達）

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番蒲倉 孝君及び13番八島博正君を指名いたします。

◇

◇

◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日22日から6月25日までの4日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月25日までの4日間と決定いたしました。

本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇
◇
◇
◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和3年第3回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告4件、承認2件、条例11件、一般議案1件、補正予算3件、同意2件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情3件であります。

一般質問の通告は8議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

公立藤田病院組合議会について、11番松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 去る3月29日、午後4時から、令和3年第1回公立藤田病院組合定例会が開催されました。国見町からは、東海林議長をはじめ4人の組合議員が出席しましたので、私から報告いたします。

本会議に先立ち、3時から全員協議会が開催され、管理者の挨拶及び病院長の挨拶があり、その後、議案についての説明がありました。本会議は4時から開催され、会議録署名議員の指名、会期を1日とすることが決定されました。

議案第1号、令和2年度公立藤田病院組合病院事業会計補正予算（第2号）は、既定の予算の年度末整理であり、収益を1億2042万1000円、病院事業費用を4294万5000円にそれぞれ減額補正し、病院事業収益を61億4727万7000円に、対する病院事業費用を62億2475万3000円に改め、収益差額を7747万6000円の純損失とするものであります。

また、資本的収支の収入、支出をそれぞれ改め、不足する3億1208万3000円を過年度分損益勘定留保資金で補填したいとするものであります。

次に、議案第2号、令和3年度公立藤田病院組合病院事業会計予算であります。

第2条の業務の予定量は、病床数及び年間患者数を令和2年度の実績と将来予測に基づき定めようとするものであり、第4号の主要な建設改良事業では、高度化する医療への対応や経営戦略に基づく投資、さらにコストバランスを考慮した上で、自治体病院としての使命の遂行や医師の希望する診療に必要な医療機器の重要性にも配慮して整備したいとするものであります。

第3条、収益的収入及び支出については、収入において、新型コロナウイルス感染症の影響により入院及び外来の患者数減少による収益減。支出では、新規採用職員に

よる給与費増、マスク、ガウン、手袋などの診療材料高騰による材料費増、新たな施設基準取得体制整備のための派遣委託業務費等を予定しています。

令和3年度病院収益は60億7957万円、支出は63億392万5000円で、純損失2億2435万5000円としたいとするものであります。

第4条の資本的収支及び支出は、収入を3億1000万1000円に、支出を7億1937万2000円とし、収入額が支出額に対して不足する4億937万1000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものというものであります。

議案第1号及び第2号は、いずれも全会一致で可決されました。

なお、詳細につきましては、お手許に配付されてあります資料をご覧くださいと思います。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会について、13番八島博正君。

13番（八島博正君） 去る4月26日、伊達地方衛生処理組合会議室において、午後1時半から全員協議会、午後2時から第2回伊達地方衛生処理組合臨時議会が開催されましたので、私から報告いたします。

本臨時会に提出された議案は2件であります。

まず第1件目は、議案第8号、破碎可燃物運搬車両購入契約の締結についてでございます。

ただいま衛生処理組合の構内で使っているトラックが、購入後35年以上たって、故障がしょっちゅう起きるようになりました。よって、今回それを新しくするための議案でございます。

指名競争入札において、885万5000円の金額になります。

契約相手は、梁川町二野袋の株式会社中山モーターでございます。

続きまして、議案第9号、伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回の予算に7068万円を追加しまして、6億4948万円とする内容でございます。

これは、2月13日に起きた地震により発生した災害廃棄物の処分に係る経費を計上したものであり、その収入は、国庫支出金が3533万9000円、分賦金が2827万2000円、繰入金が706万9000円で、合計7068万円でございます。

支出は、先ほど申しました地震により出ました災害廃棄物の処分に関わる経費7068万円でございます。

2件とも慎重審議の結果、原案どおり可決決定されました。

なお、今臨時会が私と浅野議員が出席していることを報告しまして、詳しくは本日皆さんに配付しました提出議案書にありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 以上で諸般の報告を終わります。



◇休議の宣告

議長（東海林一樹君）　ここで暫時休憩いたします。

（午前10時16分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君）　再開いたします。

（午前10時23分）

◇

◇

◇

◇広報常任委員の選任

議長（東海林一樹君）　日程第4、広報常任委員の選任についておはかりいたします。

広報常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項及び第6項の規定により、お手許に配付した名簿のとおり選任いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君）　異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員は、お手許に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

次の日程に入ります前に、広報常任委員会の委員長並びに副委員長の互選があります。そのため、委員会は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長により招集いたします。休憩中に委員会室にて広報常任委員会を開き、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君）　暫時休憩いたします。

（午前10時24分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君）　再開いたします。

（午前10時29分）

◇

◇

◇

◇広報常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について

議長（東海林一樹君）　日程第5、広報常任委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。

広報常任委員長に渡辺勝弘君、同副委員長に蒲倉孝君が互選されましたので、報告いたします。

◇

◇

◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君）　日程第6、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情3件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第15号及び陳情第16号は総務文教常任委員会に付託いたしますので、ご報告いたします。

◇

◇

◇

◇議案の上程（報告第3号～同意第5号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第7、報告第3号から日程第29、同意第5号までの報告4件、承認2件、議案15件及び同意2件を一括上程いたします。

なお、この23件については、本日提案理由の説明を受け、同意2件は、本日質疑、採決を行い、ほか21件については、25日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇

◇

◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 本日ここに、令和3年第4回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様にはご壮健にてご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会にご提案しました各議案についてご説明します。

本定例会には、繰越明許費の報告などの報告4件、専決処分の承認2件、条例改正議案11件、町道認定議案1件、一般会計及び特別会計の補正予算議案3件、同意議案2件の計23件の当面する緊急かつ重要な案件をご提案しました。

冒頭、福島県沖地震、新型コロナウイルス感染症、凍霜害への町の対応について申し上げます。

福島県沖地震の被害は、住家では全壊1棟、大規模半壊3棟、中規模半壊6棟、半壊21棟、そのほか準半壊と一部損壊を合わせて579棟の被害が、そして非住家では、半壊以上の建物が64棟確認されています。このうち、半壊以上の住家被害があった31件、33世帯に、町罹災救助給付金交付要綱に基づく見舞金を交付しました。

今回の地震では、福島県内の全壊家屋が100棟以上確認されたため、被災者生活再建支援法に該当したことから、支援金の交付が見込まれる中規模半壊以上の世帯では、今後、再建に向けた動きが加速されるものと考えています。被災家屋の公費解体事業を進めるとともに、災害救助法に基づく住宅応急修理を支援するとともに、被害のあった町内の歴史的建造物にも町の補助事業を新たに追加し、復旧にかかる支援を進めていきます。

また、観月台文化センターエレベーターは4月30日に仮復旧しましたが、本格復旧は9月頃になる見込みです。そのほかの未復旧の公共施設も、今回の補正予算で計上した分を含め、順次対応していきます。

次に、新型コロナウイルス感染症についてです。

町では、3月25日に2例目の新規感染者が確認されて以降、4月に7名、5月に

は9名の新規感染者が発生するなど、第4波の影響と見られる状況が出現しました。町は、県北保健所をはじめ関係機関から情報収集を行うとともに、町の全ての部署が一体的な対応を取るため、定例の新型コロナウイルス対策本部会議のほか、必要に応じて臨時の会議を開催し、対応に当たりました。また、一定の条件を満たす高齢者へのPCR検査費用の助成を継続するとともに、防災無線、各戸配布のチラシ、ホームページ、SNSを活用して、感染防止に向けた啓発活動を実施しました。

この間、福島県では、5月8日から31日までを緊急特別対策期間としたほか、5月15日には県独自の非常事態宣言を発令し、酒類を提供する飲食店に時短営業を求め、県民には不要不急の外出自粛を要請したことから、町も独自の緊急特別対策として、観月台文化センター、上野台運動公園、各地区中央集会所の午後8時以降の利用停止や、くにみもたん広場、こども木育広場つながる〜むの臨時休館の措置を取りました。

さらに、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、桑折町と共同で、公立藤田総合病院の医師と看護師で接種チームを編成して当たることとしました。

一方、ワクチンは、4月30日に1箱が送付されて以降、これまで5月に3箱、6月に2箱が配分、送付されています。5月6日には国見の里で、18日には観月台文化センターホールで、高齢者の集団接種を始めました。また、6月20日には、月2回の日曜接種も開始しました。町は、引き続き公立藤田総合病院と緊密な連携を取り、円滑なワクチン接種に努めることとします。

次に、4月10日、11日、15日、そして27日の降霜による凍霜害への対応についてです。

町内では、モモ、柿、サクランボ、アンズなどの作物で、大きな凍霜被害が発生しました。被害面積は137.3ヘクタール、被害金額は3億3400万円と見込まれ、平成以降では最悪の被害となりました。

町は、5月21日に、福島県知事宛ての要望書を農林水産部長に提出しました。24日には、町農業委員会が決議した、借入金の利子補給などを盛り込んだ「凍霜害に関する要望書」を受理しました。また、25日には、県北管内の7市町村長連名で、農林水産大臣にオンラインで要望書を提出するとともに、5月27日と6月15日にはJAふくしま未来、6月15日には伊達果実農協から町宛てに、それぞれ農家支援の要望、要請がありました。

町は、農家の意見を集約した上で、基幹産業に従事する彼らの営農意欲を途切れさせないための方策の第一段階として、国・県の補助事業と併せた町独自の支援策を策定し、本定例会の補正予算に計上しました。

次に、令和3年3月第3回議会臨時会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

初めに、健やかに暮らせるまちづくりについて申し上げます。

まず、新生児誕生祝い金、すくすくももさぼ祝金事業についてです。

この事業は、子育て支援事業の一つとして創設したものです。子どもの誕生を町民

皆で祝福し、若い夫婦の出産時の経済的負担の軽減を図ることを目的としました。これまでに、男児2名、女児3名に交付しています。

次に、今年度の敬老会についてです。

新型コロナウイルス感染拡大防止とワクチン接種の状況を勘案した結果、残念ですが昨年に引き続き中止することとしました。なお、昨年同様、敬老祝い金や記念品は、協力団体を通じて配布することとします。

次に、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が基準年に比較して30%以上減少する被保険者や、2月13日に発生した福島県沖地震で半壊から大規模半壊の判定を受けた被保険者の減免措置の議案を本定例会に提出しています。

2つ目、安全・安心な優しいまちづくりについて申し上げます。

まず、除染対策事業・仮置場原状回復工事についてです。

昨年度まで、藤田方部1号、森江野方部1号、大枝方部1号の計3か所の返地が完了していますが、今年度は、小坂方部1号、2号、藤田方部2号、3号、大木戸方部2号の計5か所の原状回復工事を行い、年度内の返地を行います。

次に、平成25年度から進めてきた町道116号改良事業についてです。

町道116号は3月31日に供用を開始しましたが、これに伴う町道路線の認定と変更、そして、貝田地区県営圃場備事業に伴う町道36路線の認定の議案を本定例会に提出しています。

また、3月31日には、国道4号と町道116号交差点に横断歩道と信号機が設置され、運用を開始しています。これにより、道の駅国見あつかしの郷周辺の交通事故防止と通行の円滑化が大きく改善されたものと思っています。

次に、滝川、滑川河川改修事業についてです。

この事業は、現在用地取得を進めており、今後は福島県が順次工事に着手するとの報告を受けています。

3つ目、未来につながるまちづくりについて申し上げます。

まず、国見町公営塾事業です。

4月に3名の新たな地域おこし協力隊を講師として迎え、名称を「放課後塾ハル」としました。保護者への説明会、参加者募集、生徒の体験入塾会を進め、6月7日に中学3年生を対象に開講しました。この塾では、英語と数学を中心に受験対策に取り組み、26名が受講しています。

また、中学1年生、2年生の入塾は2学期から、さらに、小学5年生、6年生には「放課後教室ハル」として、2学期から開講するよう準備を進めています。

次に、愛称「あつかし千年公園」についてです。

5月末に工事が完了し、6月20日にプレオープンしました。7月10日にオープンイベントを開催する予定です。

次に、生涯学習事業とスポーツ事業についてです。

阿津賀志学級など3学級が4月に開講し、感染予防対策を徹底しながら生涯学習事

業を展開しています。

また、町長杯スポーツ大会は、4月末から10種目の協議が行われ、5月31日に表彰式を行っています。

さらに、体育協会と共催で行った「スポーツ応援！クリーン作戦」には、スポーツ少年団員など約200名が参加して、観月台文化センター体育館や上野台運動公園施設の清掃を行いました。

4つ目、恵まれた資源を活かしたまちづくりについて申し上げます。

まず、農業振興関連事業についてです。

あんぼ柿の産地再生に向けた取組ですが、出荷再開から8年目の令和2年産のあんぼ柿全量非破壊検査では、99.9%が50ベクレル以下となり、安全・安心が確保されました。

くにみ農業ビジネス訓練所では、令和2年度の長期研修生3名が全ての課程を終了し、新たに就農しました。今年度は、長期研修生6名、短期研修生11名が入講し、それぞれの目標に向けた研修課程で一生懸命に学んでいます。

県営貝田地区圃場整備事業は、3月に登記事務が完了し、現在は補完工事を行っています。今後は、清算金の徴収や支払い事務を進めていきます。

鳥獣による農作物への対策では、増加する被害防止に向け、国見町鳥獣被害対策実施隊15名に今後3年間の委嘱状を交付しました。

また、野生動物撃退装置として、モンスターウルフを5月24日に鳥取地内へ試験設置し、その有効性を検証することとしました。

さらに、道の駅国見あつかしの郷の指定管理者については、今年度でその期間が満了することから、第三者による評価・選定委員会を設置し、これまでの運営評価を行うとともに、次期指定管理者の選定に向けた検討を進めていくこととします。

次に、商工関係事業についてです。

昨年5月に撤退した東日本高圧電気株式会社の土地と社屋を、株式会社エアウィーヴが取得しました。今後、敷地内での工場増設が整った後、来年2月頃に操業を開始する予定との報告を得ています。

また、伊達市に予定されている大型商業施設の出店計画には、福島県商業まちづくりの推進に関する条例に基づき、周辺市町や商工会と連携した新たな地域貢献策の検討を行っていくこととなっています。

5つ目、相互理解と共感のあるまちづくりについて申し上げます。

観月台文化センター旧歴史資料室の改修工事が完了したことから、学校教育課、幼児教育課の観月台文化センター移設は終了しました。生涯学習課と併せ、教育委員会事務局は一体同一で業務を推進する環境が整いました。

次に、職員の人材育成についてです。

職員の多様な研修への参加を促すため、町で支援しているエリアデザインラボへ、互助会の協力を得ながら参加を推奨しました。今後も様々な研修への参加機会を設け、職員のスキルアップに努めます。

また、即戦力としての人材を登用するため、社会人経験者枠での採用試験を実施し、7月1日付で2名の採用を決定しました。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてです。

5月末日現在で、町から本人に交付したカードは3,128枚で、同日時点の人口に対する交付枚数率は35.9%です。引き続き月1回の日曜窓口を開設し、普及を図っていくこととします。

最後に、町として生きるまちづくりについて申し上げます。

まちづくり事業は、4月に開催したまちづくり推進協議会で了承された事業のうち、義経まつりは、新型コロナウイルス感染防止の観点から実施に不安があることから、まちづくり協議会で協議した結果、今年度も中止を決定したとの報告を得ています。

次に、フォトコンテストの入賞作品の展示についてです。

入賞作品を福島信用金庫国見支店など5か所のほか、役場庁舎で巡回展示をしました。このコンテストは今年度も実施をし、「素敵な瞬間 in 国見町」をテーマに、既に募集を開始しました。

そして、移住・定住事業ですが、6月1日に、空き家・人口減少に対応するための庁内プロジェクト会議を立ち上げ、早急に移住・定住のスキームを確立することを確認しました。喫緊の課題として、くにみ農業ビジネス訓練所の就農予定者の定住を支援すること、また、町が取得した国見ニュータウン2区画を、官民連携方式で子育て世代の移住や定住を促進する地域活性化促進住宅の建設に取り組むこととしました。さらに、老朽公営住宅の一部を再活用するための改修計画づくりも官民連携方式で進めることとし、関連する条例改正の議案を本定例会に提出しています。

それでは、本定例会にご提案しました各議案の概要を申し上げます。

報告第3号「繰越明許費の報告について」から報告第6号「町が出資している法人の経営状況について」までの4件は、地方自治法、地方自治法施行例及び地方公営企業法の規定に基づき、議会へ報告するものです。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」は、税制改正に伴い国見町税条例の改正を専決したことについて、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めるものです。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」は、福島県沖地震の復興に急務を要したため、一般会計予算を補正したことについて、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めるものです。

議案第43号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」から議案第53号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」までの11件は、法令の一部改正などに伴い、町条例の所要の改正を行うものです。

議案第54号「町道路線の認定及び変更について」は、町道改良に伴う1路線と貝田地区県営圃場備事業完了による36路線を新たに町道に認定するもの、加えて、町道改良に伴う路線区域の変更を行うものです。

議案第55号「令和3年度国見町一般会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8520万8000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1077万3000円とするものです。

歳出補正の主なものは、福島県沖地震による公費解体事業と公共施設の災害復旧事業、凍霜害対策事業などの増によるものです。

議案第56号「令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」と議案第57号「令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、国民健康保険税と介護保険料の算定結果による補正を講じるものです。なお、この2件の特別会計は、それぞれの運営協議会で協議され、同意を得ています。

同意第4号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」は、菊地弘美教育長が令和3年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き菊地弘美さんを適任と認め、任命したいので、議会の同意を求めるものです。

同意第5号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、佐藤徳正監査委員が令和3年6月23日をもって任期満了となることから、引き続き佐藤徳正さんを適任と認め、選任したいので、議会の同意を求めるものです。

以上、本定例会に提出しました各議案について、一括して提案理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、計数などは、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。

よろしくお願いたします。

議長（東海林一樹君） 町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇同意第4号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第28、同意第4号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

菊地弘美君の退席を求めます。

（教育長菊地弘美君 退場）

議長（東海林一樹君） 書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第4号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は原案に同意することに決しました。

菊地弘美君の退席を解きます。

（教育長菊地弘美君 入場）

◇

◇

◇

◇同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第29、同意第5号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

佐藤徳正君の退席を求めます。

（代表監査委員佐藤徳正君 退場）

議長（東海林一樹君） 書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第5号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第5号は原案に同意することに決しました。

佐藤徳正君の退席を解きます。

（代表監査委員佐藤徳正君 入場）

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本日のこれからの日程ですが、11時20分より、本議場において議案調査会を行います。その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側でそれぞれ開催いたします。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

（午前11時09分）

第 2 日

令和3年第4回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年6月23日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	羽根洋一君	幼 児 教 育 課 長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農 業 委 員 会 会 長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、11番松浦常雄君。

松浦常雄君。

（11番松浦常雄君 登壇）

11番（松浦常雄君） さきに通告しました1点について質問します。

今年の4月の降霜の被害状況とその対策についてであります。

去る4月10日、11日、15日、27日の4回、県内26市町村に極めて強い霜が降り、県はその凍霜被害額は5月20日の段階で27億6723万円に上ったと発表しました。これは1980年、昭和55年の統計開始以来、過去2番目の被害額で平成以降最悪と報じられました。

そこで、町内の被害状況について伺います。

霜が降りた当時の気象状況の予想と実情はどのようなものであったのか、つまり予測した最低気温と実際の最低気温はどのようなものであったか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 11番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

福島地方気象台に確認しましたところ、国見町に一番近い地点で予想最低気温と実際の最低気温の両方を計測している地点は、福島市の市街地での計測値となるとのことでした。

園地の最低気温とは大分異なりますが、参考までにその福島市内の気温を申し上げます。4月10日、予想最低気温3度、実際の最低気温2.1度、4月11日の予想最低気温2度、実際の最低気温0.9度、4月15日の予想最低気温4度、実際の最低気温3.3度、4月27日の予想最低気温4度、実際の最低気温2度、以上となります。

また、JAふくしま未来が管理しております気象観測システムが国見町の川内地内に設置されており、実際の川内地内における最低気温につきましては、4月11日がマイナス3.5度、4月15日マイナス2.2度、4月27日マイナス2.3度の気温

でございました。

なお、4月10日の川内地内の最低気温につきましては、システム点検のため、申し訳ございませんが観測データはございません。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 先日、現地調査をしたときに頂いた資料は、これは福島市内とはかなり違うんです。ひどいところでは、東大枝でマイナス4.9度とか、伊達崎ではマイナス5.6度というのがあるわけです。福島市内とはかなり違うということを実感させる資料だと思います。

川内地区については、10日と11日は頂いた資料には載っていないんですけれども、こういう数字というのは後にも参考になるものなので、しっかりと記録しておくことが必要ではないかと感じました。

では、次、被害を受けた農作物の品目は何品目だったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

被害を受けた農作物につきましては、県に報告しました作物名としまして、モモ、柿、サクランボ、アンズ、以上の4品目で県に報告してございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） では、それらの品目について、例年の収穫量に比してどのような割合だと見込まれるか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

被害割合についての減収量のお質しかと思いますが、被害割合が30%未満の園地もあれば、100%に限りなく近い園地もあるなど、園地ごとに被害状況は様々ですが、町全体におきましては、例年の収穫量に対して20%から25%程度の減収と見込んでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） それでは、現時点での品目ごとの被害額と全品目を合わせた被害額はどのくらいと推定できるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

今回の凍霜害で農作物の被害金額でございますが、モモが2億8046万円、柿が5173万円、サクランボが178万円、アンズが34万円、合計で3億3431万円の被害額になるものと推定してございます。

なお、この被害金額につきましては、先ほど申し上げました4月10日、11日、15日、27日、以上4日間の凍霜害として推定した金額になりますので、今後、若

干の変動等はあるかと思いますが、現在、町でつかんでいる被害金額については先ほど申し上げた金額となっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） それでは、次、今年は3月に気温が高い日が多く、品目により違いはありますが、果樹の実の育成が例年よりも1週間から2週間近く早く進み、この県北地区でも3月末に桜が咲きました。これは極めて異例のことで、早くから霜の被害が心配されていました。

町は、今春の降霜を予測して防霜対策本部を設置しました。そこで防霜対策について伺います。防霜対策本部はいつ設置したのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

防霜対策本部につきましては、本年の3月19日に設置をさせていただきました。例年よりも早い設置になりますが、ただいま議員お質しのとおり、生育ステージが進んでいることから早めに設置したものでございます。

なお、町、県北農林事務所伊達農業普及所、JAふくしま未来、伊達果実などの関係機関が凍霜害の減少に向け連携を図ることを、この対策本部の基本的な方針としてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 今のお答えでその基本方針も述べてもらいましたが、町としてはこの防霜対策の基本方針、ほかにあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 町としましては、防霜対策本部を設置しまして、霜の注意報が出た場合にJAふくしま未来などと連携して、その情報を速やかに農業者の皆様にお知らせをするということが基本的なスタンスかと思えます。

なお、園地での燃焼資材を使用するなどの対応につきましては、各生産者が対応する形になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 基本方針は分かりました。

次に、どのような防霜対策を行ったのか、樹園地での対策については各個人に任せられるものと思いますが、町として注意を促すためにどのような活動をしたか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

町の対応についてでございますが、当日、福島地方气象台におきましては、4月9日であれば午前10時35分、4月10日には午前10時10分、4月14日には

午前10時10分、4月26日には午前10時7分にそれぞれ霜注意報を発令してございます。

こちらを受けまして、町としての具体的な対応としましては、防災行政無線を使った注意喚起、さらにJAふくしま未来としましては、気象観測システムによる生産者への情報提供という形で対応したところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 広報車による巡回の呼びかけは行ったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

町の対応としまして、夜間に広報車を使って霜の被害が起きそうな地域への広報活動につきましては、現時点では行ってございません。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） かなり下がりそうだなという場合は、やはり広報車を出して呼びかける、夜間の呼びかけも必要なのではないかと私は感じたんですが、それを行っていなかったというのは、どうなのかなという感じがしました。

それでは、今後の防霜対策について伺います。

モモの樹園地における防霜ファンは、防霜対策としてかなり効果があったことが認められました。今後、防霜ファンの設置範囲を広げることはできないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

今回、伊達市及び桑折町の阿武隈川沿いの樹園地における被害状況を見ますと、国見町で設置しました防霜ファンの有効性が改めて実証されたものと考えてございます。

今回の凍霜害を受けまして、5月にJAふくしま未来で防霜ファン設置要望の調査を行いましたところ、国見町ではその時点で新たに1名の方から防霜ファン設置の要望がございました。

防霜ファン設置をする際には、国と県からの補助金が交付されるが、設置導入時に自己資金が発生すること、設置後も電気料と修繕費用などのランニングコストが発生することなどの課題もございます。

しかしながら、その有効性は今回の凍霜害で実証されたことから、町としても国・県と連携を図りながら、可能な限り個人設置ではなく、より効果が高い団地化、いわゆる点ではなく面的に防霜ファン設置範囲の拡大を推進していきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 今後の対策として、面として捉えて対策していきたいということ

は大変いいことだと私も感じます。この防霜ファン以外には、有効な対策はないもの
でしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

防霜ファン以外の防霜対策としまして、まずは栽培上の対策がございます。下草を
常に低く刈り込むとともに、敷きわらは凍霜害の危険期を過ぎてから行う対策です。

また、傾斜地においては、冷気が園地の低い方へ流れ込むため、傾斜地の下方に、
防風ネットなどが設置されている場合には、冷気をためないようにネットの下を巻き
上げておくことも重要となっております。

さらに、冷気が流れ込む場所に予めネットなどの遮蔽物を設置しておくことも有効
と考えてございます。

次に、市販の燃焼、あるいは散布する防霜資材を活用する対策がございます。国見
町でもサクランボ農家が燃焼資材を当時使用したお話も聞いてございます。

なお、古タイヤにつきましては、法律及び県の条例により使用が現段階では禁止さ
れてございます。

さらに、その他の方法としましては、スプリンクラーなどで樹体に散水する方法な
どもございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 今回の降霜による凍霜被害は極めて大きく、統計開始以来2番目
の大きさであった、これによって農家の営農意欲が減退することが懸念されます。

また、全国に誇るモモ、あんぼ柿等の果樹の産地としても大打撃です。被害を受け
た農家の営農意欲を減退させないために、町はどのような支援策を考えているのか伺
います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

原発事故による風評被害、台風第19号による園地の冠水、蔓延間隔が短くなって
おりますせん孔細菌病、そして平成以降最悪の今回の凍霜害と、農家のその心情を想
像するといたたまれなくなります。

農業は自然相手とはいえ、自己責任ではない他力的、外部的要因によるこういった
被害が毎年のように続けば、営農意欲が減退し、離農、耕作放棄地の増加、鳥獣被害
の拡大など、農業が基幹産業の国見町にとってますます営農環境の悪化を招きかねな
いとの懸念を持ちます。

モモを中心とした果樹産地を今後も維持していくためには、作る喜び、売る楽しみ、
食べてもらう幸せ、これらを改めて生産者が感じられるよう、町として積極的な支援
策を打ち出すこととし、本定例会に凍霜害対策の事業費6830万4000円の補正
予算を計上しました。

具体的には、県の補助事業として、被害割合が30%以上の園地で行うせん除経費

に10アール当たり3万6000円の補助、掛かり増し経費としての防除費用や次年産に対する燃焼資材購入の100%補助、さらに町単独事業として、全ての農家を対象にスピードスプレーの機械導入補助、せん孔細菌病防除費用の増額補助、収入保険保険料の増額補助、そして6つ目、青色申告に向けた支援補助、これらの事業を展開することで農家の営農継続支援を進めます。

また、生育ステージによって今後も深刻な影響が出た場合には、農家との直接対話などを実施をすることで、実態を把握し、次の支援策を検討することとします。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 町は凍霜被害支援を含め、農家の営農意欲を減退させないように第1弾として6つの支援事業を示していただいたことは大変心強く思います。

今後、果樹の状態をよく把握しながら、来年に向けて樹木の回復を図るため、必要かつ適切な支援を行って下さい。私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、8番佐藤定男君。

佐藤定男君。

（8番佐藤定男君 登壇）

8番（佐藤定男君） さきに通告いたしました内容について質問をいたします。

国見町におけるヤングケアラーの実態についてお聞きいたします。

まず、ヤングケアラーとは何かということなのですが、ヤングケアラーとは、慢性的な病気や障害、精神的問題などがある家族の介護や世話をする子どもを指しております。法令上の定義はありませんが、日本ケアラー連盟は、大人が担うような責任を引き受けて家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどをする18歳未満と位置づけております。

今、ヤングケアラーは社会的問題となっております。日本のこの現状について、まず町長はどのような認識をお持ちかお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 8番佐藤定男議員のご質問にお答えします。

家族の介護や世話、家事などを子どもが担うヤングケアラーがいること、そして、この対策として厚生労働省と文部科学省が連携をして、福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトを展開していることはマスコミ報道で知っております。

子どもが家庭で一定の役割を担うこと、これは家庭教育の上から必要なことだとは思いますが、その限度を超え、学校生活や自身の学習に支障が出たり、進学や就職を諦めたりしなければならない、そういった状況であれば子どもの将来にとって大きな問題だと考えております。

また、専門家によれば、前述のようなことをその家族や子ども自身が自覚していないことや、家庭内の問題として見過ごされ顕在化しにくいといったことも課題だと指摘をされております。

こういったことから、年度当初にヤングケアラーと言われるような子どもがこの国

見町にいるのか、いないのか、その実態を調査するように教育長に伝えてあります。その結果を見て、個々の子どもたちにとって一番良い対策、あるいはその対処法を考えていきます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今、答弁いただいた中で、教育長に実態調査を指示したということをお聞きしました。その時期を聞き逃したんですが、いつまでにとかはあるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

その指示を出しましたのが、教育長が選任されてからですから、年度当初でございます。

ただ、期間につきましては、できれば早いほうがいいということもございますけれども、かなりセンシティブな内容でもございますので、福祉であったり、あるいはその保健であったり、関係各課との協議もございます。若干時間をいただきたいということもございますから、年の半年ほどの猶予が必要なのかなと私自身は考えたところでありまして。ただ、期間期限の指示は出しておりません。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今、町長からもお話ありましたように、新聞報道にもありますけれども、世話に疲れて授業中に寝てしまうとか、学校に行っているもしょっちゅう携帯に電話がかかってくるとか、部活ができないとか、非常に深刻な状況になっていると思います。

国も全国の教育現場に対する初の実態調査を発表しております。調査結果によりますと、公立中学2年生の5.7%、約17人に1人、公立全日制高校2年生の4.1%、約24人に1人が世話をしている家族がいると回答しております。この数字は、1学級につき1人から2人のヤングケアラーがいる可能性があるとなっております。

実態調査を個々にすることが前提となりますが、先ほど町としては教育長に調査の指示をしているということで、私もその点の早い対応には、そこまで考えていただいたとありがたく思っております。

ヤングケアラーは自分の時間が制約されてきて、友達とも満足に付き合えず、一人で悩んでおります。国も予算編成に関わります「骨太の方針」に盛り込んで取り組もうとしております。今冬には全国調査をして、年度末に取りまとめるとしてしております。

今後、調査がなされ、対策を講じる必要が出てくると思いますが、実態に沿った支援をお願いしたいと思いますが、国の調査と町の独自の調査がかぶる面もあるかと思いますが、対策、調査とともに結果についての実態にあった支援をどのように現時点でお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

ヤングケアラーの課題については、今、佐藤議員お話の部分でございますが、具体的には介護や家事に多くの時間を取られ、勉強に集中できない、学校の授業についていけない、さらには放課後、あるいは休日、友達と付き合えず子どもの社会から孤立をしてしまう。また、介護者が子どもであるがゆえに社会保障の知識がなくてサービスを受けられない。このことが進学や就職にも影響して、経済的にも不利になるというところで様々な影響が考えられます。

一方、支援について考えてみても難しさがあると思っています。介護や家事を担う子どもがいるから、実はその家族の間のバランスが取れている状態であるということも言えます。つまり、家族間のケアに対するバランスの調整が必要になってくると考えてございます。

ケアラーである子どもが孤立をしないよう守りながら、一方で家族の調整をどう行うか、慎重な検討と対応が求められる、まさに難しい問題だなと考えてございます。

ここからは現実の問題でございますが、今現在も教育委員会、あるいは福祉課、ほけん課が把握をして支援を続けているケースがございます。

先ほども課題として上げられたところがありますが、支援が必要なことを子どもや保護者の方が認識をしていないということで、外の人、いわゆる支援機関の人が家庭内の事情に関わることへの抵抗感が強いということで、簡単に支援につながることが難しいというケースがございます。

また、ネグレクト、育児放棄というふうに理解をしていただきたいですが、そのような家庭では年長の子どもがケアラーとなるケースがございます。このようなケースでは、要保護児童対策地域協議会のメンバーであります児童相談所、医療機関、介護や看護の事業所、社会福祉協議会、小中学校、スクールソーシャルワーカーなど、関係機関と支援計画や担当について協議をして支援につないでいる現状でございますが、解決まで相当な時間を要するというケースがございます。内容的にも大変センシティブなことを含んでございますので、難しいと認識をしてございます。

ただ、子どもたちの夢を紡いでしまうことだけは避けたいと思っています。教育委員会、福祉課、ほけん課、様々な関係機関と連携をして、まずはヤングケアラーの概念についてのPRを進めながら、実態の把握に努め、さらなる支援に結びつけていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ヤングケアラーの問題とは別に、町としても関係課でそういう状況の子どもたちについて対応をしているということでございます。

ヤングケアラーの存在の背景と言われますのが、世帯内の減少、戦後は1世帯平均5人いたというのが、今は2.4人とされておりまして。これは高齢化、核家族化の影響が大きいものと思いますが、もしこの国見町の1世帯の平均の人数が今分かりましたらお聞かせいただきたいと思うんですが。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 大変申し訳ありません。今、手許に世帯での人数については持ち合わせておりませんので、後ほど資料としてお示しをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 私も質問書に明示しておりませんので、失礼いたしました。

ヤングケアラーについて全国的な調査が行われ、そしてまた町としても独自に調査を考えているということでもあります。

今後、その調査によっていろんな問題が把握できてくるかと思えますけれども、適切な対策を講じていただきたいと思います。実態に合った支援をお願いしたいと思います。

以上で質問終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、5番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（5番山崎健吉君 登壇）

5番（山崎健吉君） さきに通告しておりました国見町の防災の現状と対応について、検証も含めて質問いたしたいと思います。

東日本大震災から10年が経過しました。また、記憶に新しい今年2月13日も同規模の地震が発生しました。地震以外にも2019年には10月に発生した台風19号による記録的な大雨により、大きな被害を受けたことはつい最近のことです。

この10年間に地震以外にも土地崩壊や大雨による洪水が発生してまいりました。この10年間で町として防災対策をどのように構築し、また今後どのように対策していくか伺いたいと思います。

まず、1つ目としましては、今年4月の改正で避難勧告が廃止されて避難指示に統一されたということは承知の上でお伺いします。

東日本大震災から現在まで避難指示、または避難勧告がどの程度出されているかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） 5番山崎健吉議員のご質問にお答えいたします。

避難勧告、避難指示いずれも発令につきましては、令和元年台風第19号の際に発令された一度ずつでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、1度という話でしたけれども、当町の避難勧告、または避難指示は防災行政無線、それからエリアメールでは、どの時点で我々町民に知らされるのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） どの時点で町民にお知らせするのかということですが、災害の際にはそれぞれ災害対策本部、もしくは災害警戒本部を設置をして活動をしております。

その際に、避難勧告、避難指示の発令の判断をしたら、直ちに町民にお知らせをします。その際は防災行政無線、エリアメール、緊急速報メールでありますけれども、またさらにはLアラートという仕組みを使って町民にそれぞれお知らせをするという段取りになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、避難いろいろあるんですけれども、私の調べたところを見ますと、今まで避難は3月11日を除いて12件ほどあったように覚えております。

その中で、大雪が1件、大雨が2件、台風7件、低気圧が1件、この間の地震で12件、このように確認しておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） 今のご質問いま一度教えていただけますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 先ほど避難指示、避難勧告が1件というような話だったものですが、その中でも自主避難というのがいろいろありますけれども、それも含めれば12件ほどあったのではないかなと私は数えているんですけれども、その辺についてのお答えをお願いしたい。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） 議員ご指摘のとおりでございます。勧告・指示以外の避難所の開設、避難の誘導に関しましては、ご自分で危険と感じた方について避難を促すためのいわゆる自主避難という考え方で開設ございました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 次に、災害はいつ発生するか分かりませんが、自然災害は国見町、5ブロックに分かれておりますけれども、そのうちでどの地区が一番多いかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

台風などの豪雨によりましての災害においては、5地区と議員ご質問されましたけれども、さらに詳しく言いますと、徳江南部地区や西大枝・川内地区では降雨による浸水害が非常に多発しております。

さらに、山手の小坂、石母田、大木戸地区につきましては、近年は大きな災害は発生しておりませんが、土砂災害のおそれが危惧をされる地区などそれぞれの状況がございます。

また、地震に関しましては、特にどの地区がということではございませんで、全般

的に家屋等の被害が出ているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 国見町東日本大震災検証委員会が3.11から3年後に当時を検証した内容が記載されております。検証する上では、今回の地震も含めて大変役に立ったのではないかなと思われま。

その中で、避難箇所は13か所と記載されてありましたが、そのほかに町内に民間施設も借用したということもありますけれども、何か所ぐらいどのような使い方をしたのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

東日本大震災の当時は、その被害が甚大でございました。それゆえ多くの方々が避難を余儀なくされたということでございます。議員ご指摘のとおり、民間施設についても貸しホールを1か所、避難所として活用させていただいた経過がございます。これは1つの町内会ということとなります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 昨年の9月の定例会で小林議員の質問に対して、避難困難者は介護を含めて478名と答弁されております。

最近の報道でも特に取り上げられておりますけれども、当町の福祉避難所はどこに指定しているのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

福祉避難所でございますが、台風第19号の際もお借りをしたということとなりますが、小坂の国見の里、こちらがいわゆる福祉避難所ということで位置づけられておりまして、現実的に台風19号の際にはその福祉避難所としての機能を活用させていただいたという経過がございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） その続きですけれども、福祉避難所や消防団、町内会には訓練の前に、避難困難者の名簿が必要となることが想定されます。ですが、福祉避難所はどこかということは書かれておりませんし、誰が連れていくということも書かれていません。そして、それについては町民に今後知らせる必要があるのではないかなと思われまが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

事前に福祉避難所をお知らせするべきではないのかということでございますが、基本的には、その福祉避難所への移送ですとか、その後の対応については町が直接行う

べきと考えております。

これは限られたキャパシティーになりますので、福祉避難所だから気軽に皆さん押しかけたということでも困りますので、やはり福祉避難所として必要とする方に使っていただくというのが一番望ましいんだろうと思っております。

従って、その開設の依頼、移送なども含めて町が直接行うべきものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、福祉避難所のお話もしましたけれども、今回、第6次国見町総合計画の目玉の中にもいろんな協定が30数件結ばれたと書いてありますけれども、一つ一つは結構ですから、大まかにはどのような協定なのか教えていただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

東日本大震災以降ということでご理解をいただきたいと思いますが、まずは自治体間の災害時相互応援協定が3自治体、それからLPガスの供給協力の協定が1団体、さらには緊急輸送及び物資拠点の運営について1団体、人員輸送の協力体制として1団体、一時避難施設の指定として1団体、全般的な協力として国など2団体と締結をしております。

また、それのほかにも郵便局との包括協定なども結んでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 現在、各町内会には自主防災会が組織されていることはご存じのとおりでございます。毎年、避難訓練が実施されて、それによってしております。

しかし、藤田地区の避難場所は観月台文化センター体育館が主体で現実ではないという意見があります。藤田地区は64町内会のうちの33町内会、半分以上なのです。

そういうことから、基本的に訓練というのは徒歩で来なさいということですから、避難所の収容数も考慮して、国見小学校、上野台体育館もあるので、訓練時にサブとしてこういったところも開設してはいかがかというような意見が、4月の防災総会で我々の中でも町内会長から出ましたので、それらについて伺いたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

防災訓練につきましては、昨年はコロナで大規模な訓練は中止としておりますが、一般的に町が関係機関とともに大規模な訓練を行います総合防災訓練と、住民の皆さんの誰もが参加、訓練に携わることができる各地区訓練の2つに分かれます。

各地区訓練のご質問でございますけれども、これは各地区の皆さん、特に自主防災会を主体とした実行委員会を組織として訓練を進めていただいております。

その上で、皆さんの発案などにより、その地域の実態に即した訓練メニューをご提

案をいただいて、町がそこに協力いただける関係機関との参加調整、日程の設定などの細かい部分の調整を行って訓練を行っているものでございます。

避難場所の設定につきましては、いわゆる自主防災会としての訓練となりますので、それぞれの地区で実態に即したその避難の方法ですとか、安否確認の方法なども検討されますように、議員ご自身も自主防災会の会長として長年ご活躍をいただきましたので、その知見をぜひ今後の地区の訓練に還元をしていただければ大変ありがたいなと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、答弁にあったように、藤田地区については33町内会ということから、去年から今までは33を全部1人でまとめていたんですけども、これをほかの地区のように7ブロックに分けて、その7ブロックに1人ずつ責任者を置いて、それから会長に連絡して役場に異常あり、異常なしと伝えるという方向で去年から藤田地区は見直しをしました。

それから、この間も藤田地区の防災会に、去年、町から頂いた資料があるんですけども、この資料は大変いいですよ。内容が町がどの時点で町内会に指示を出すか、それから防災レベルがどの時点で連絡するか、これを我々役員の中で聞いていたんですけども、我々も町内会長をやっていたときには全然分からなくて、ただ防災無線が鳴ったときに来なさいという話をしていたんですけども、それについては大変助かります。

ですから、藤田地区だけの町内会長に渡したんですけども、逆にそれを全部の町内会長に渡せば、町と町内会との役割分担がうまく分かるような内容になっていますので、ぜひ活用させていただきたいなと思っております。

あと、町内には防災倉庫が7か所あります。そのうち3か所が藤田地区なんですけれども、食料の備蓄はどの程度あるのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

備蓄倉庫、いわゆる防災倉庫での食料の備蓄の数ということでございますが、食料の備蓄の総量につきましては、アルファ化米については6,900食、白がゆ1,850食、乾パンが5,064食、それから比較的新しいんですけども、備蓄ゼリーが5,920食、飲料水として500ミリのペットボトルになりますが、7,176本となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の答弁のように量は二、三日分あると伺っておりましたけれども、結果的に7か所の倉庫だけでは到底、物資を所有できないと思っておりますけれども、二、三日食料を耐えるためには何日間ぐらいどこかに保存していると思っておりますけれども、その辺についてはどのように考えるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

備蓄が足りるのかというご質問だと思いますが、町民1人当たり、全町民と考えると数としては、割っていけばどれだけでもつかというところになるかと思いますが、町の地域防災計画においては、非常持ち出しのできない避難者や旅行者等の1日分程度という定めがございます。

同様に、地域防災計画では、住民の皆さんについては3日間、お勧めするのは1週間分、食料、飲料水の備蓄に努めてくださいという記載もございます。

どれだけあれば何日避難して、何日食えることができるということになるのかもしれませんが、本来はまず自助で何とか賄っていただく、避難期間が長くなれば共助により食事の提供も含めて避難所の運営をしていく、そのようなことが今後必要になるのではないかなと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 現在、災害には地震及び台風による洪水等、土砂崩れが多いんですけども、現在の避難所は防災マップには10か所、19か所、となっているんですけども、それを足し算すると約何人くらいを収容できるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

各避難所の避難者の収容の人数ということになるかと思えます。

地域防災計画で規定しております避難所の箇所数、議員ご指摘のとおりでございますが、収容の総人数としては約6,500人ということとなります。これは地域防災計画上、1人2平米という基準で算出したものでございます。

しかしながら、昨今のコロナウイルス感染症に対応した避難所の運営ということ、さらに昨年、間仕切りテント導入等々でお話をさせていただいておりますが、いわゆる発熱者向けの避難スペースの設置や、密にならないようになどの考慮をしていきますと、トータルで約2,500から3,000人程度になってくるのかなと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 私も全町民8,700人が避難するとは考えておりませんが、東日本大震災の際の収容人数というか、避難した人数は書類によりますと2割弱、1日平均約1,600人ほどと記載があるんです。

ただ、今、コロナ禍で場所も大分取られると思いますけれども、施設の大きさからこの施設は何人まで収容できますと、最初から19か所と言いましたけれども、その中に、観月台文化センターはコロナ禍のときには300人、小学校については100人と、こういうふうにあらかじめ明示しておけば混乱しないような気がするんです。

それを、避難時に防災無線で体育館は多いから、こっちに来てくださいというような案内をしたら結構スムーズに行くのではないかなと思われそうですので、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

議員から大変ありがたいご提案があったと思っております。明示をしているかどうかという部分でございますが、昨年のコロナ禍で密にならない避難所の運営というものを検討した際に、それぞれ町で設置をする避難所の施設について大まかなレイアウトをつくっております。

その部分については、今後それぞれ各自主防災会にお知らせしていくべきものだと考えておりますので、今後準備を進めたいと思っております。

また、当時、10年前でございますけれども、最大1,600人というようなことで避難者がおられました。その後、住宅の再建が進みましたので、今年の2月の地震は22名程度の避難者でございました。

コロナ禍を考えると必ず避難ということではなくて、安全な方はご自宅でお過ごしいただく、そのような考え方についても今後、避難所の運営と併せてお知らせしていくべきものだと認識をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今年度から当町も、先ほどお話ししましたように、第6次国見町総合計画がスタートしています。その計画の中に防災と災害時の対応という記載も当然あります。

今月の17日に政府も災害に強い地域づくりを目指す国土強靱化5か年計画を発表したことについてはご承知だと思います。

当町の計画の中にも、「自助」、「共助」、「公助」の現状と課題が記されております。その一つに、自主防災会の加入率が86.4%と、これは2019年度の話ですけれども、昨年町内会長連絡協議会で全町内会にアンケートを取ったんです。そのときには防災会則はないという町内会が32か所あったんですけれども、全て60町内会長が防災会長を兼務しているんです。町内会と自主防災会。

そういうことにしますと、その残りの十四、五%はどのような人なのかな、これからどのようにしていくのかなと、思っておりますので、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

86.4%と申しますのは、加入率でありまして、組織率は議員ご指摘のとおり、活動の濃淡はあるにしても全ての町内会で結成されているものと理解しております。

自主防災会イコール町内会ということとなりますため、未加入世帯があるということも承知をしているところでございます。

町では、転入される皆様に、防災無線の貸出しの案内ですとか、非常時の情報伝達

についてはこういうものになるというところについては個別にご説明をさせていただいております。

町内会、いわゆる自主防災会は、共助の一番重要な組織であると認識をしております。それらもご説明をしておりますので、最終的な加入は任意であって強制はできないものと理解はしておりますが、転入の際にご説明をするようにしているところでございます。

その非加入者の解消につきましては、行政だけではなくて地域のコミュニティーの核であります町内会の皆様とも働きかけをしていかなければならないと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、お話あったように、町内会でも町内会に入っていない方が多いのは承知しております。特に、アパートなどの方がなかなか入っていないというのが現状ですので、その辺のところを各町内会長ばかりにお願いするのも結果的にいろいろな経費がかかる話ですから、なかなか難しいところでもありますけれども、今後いろいろ町内会ともご連絡を取って100%に近い数字にしていきたいと思っております。

それから、福島地方気象台が6月3日、12市町村に洪水警報・注意報の発表基準を変えたという報道が出ていました。その中にも国見町が含まれていますが、具体的にどのように変えたのかお話ししていただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えします。

今回の気象台での見直しは、洪水警報、洪水注意報の発令の際の基準となる数字でございますが、流域雨量指数基準という数字がございます。こちらを見直したという通知でございます。

具体的には、河川名が普蔵川でございます。そこにおける基準が見直されたということでございます。数値が若干上がったことによって、その流域における警報、注意報の発令タイミングが僅かでありまして遅くなるという変更と聞いております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） これから、台風シーズン、梅雨が来ますけれども、太平洋には台風5号が来ているという話もあります。いつ発生するかわからない災害に対応するために、当町はどのように職員教育や訓練が行われているのか、同時に災害時の対応について併せてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

町の地域防災計画では、一般災害、あるいは震災に分けて災害対策本部設置までの間の警戒本部の設置であったり、事務分掌、あとは配備基準などを定めてそれぞれの

災害に対応しています。

2月13日の震度6強地震の際には、休日深夜ではありましたが、おおむね計画どおりの職員が登庁しました。その後の3月20日、5月1日の震度5弱の地震の際も同様でした。

今後も町としては、総合防災訓練と併せ、職員の情報伝達、招集、避難所の設置など、そういった訓練を引き続き行っていくこととします。また、応援体制でございませぬけれども、これは関係機関との連携、これを密にして確認をしながら機動的な支援体制を構築するため、総合防災訓練の定期的な開催を進めていくこととします。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、いろいろ町長から対策についてお話されました。それで、2月13日の地震のときもそうなのでしょうけれども、マニュアルはきちんとして町にはあると思いますが、今、国見町役場には多分110何人の職員がいるんですけれども、国見町に住んでいる人は何人いらっしゃるんですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えします。

現在の職員数では、三役も含めてですけれども72名が国見町です。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 最後に、町長にもう一度お伺いしたいんですけれども、例年、町内会ごとに7月にクリーン作戦、それから8月には道路愛護デーが行われましたが、新型コロナウイルス感染症対策から今年も中止となります。

2年続けての中止となりますことから、ところによっては草木とか、側溝には汚泥がたまっているところがあります。2019年の洪水の原因も川で草木が育ち氾濫したと言われていています。ぜひその辺の取組についてご見解をお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

クリーンアップ作戦であったり、道路愛護デーの活動、これは町としては大々的にやらないという決定をしましたけれども、自主的にやりいただく分については何ら制限をかけたところではございません。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 各町内会独自にやるのは問題ないという発言でございました。

最後に、このコロナ禍における対応で大変な時期にありますが、災害はいつ発生するかもしれない、今日発生するかもしれない。専門家の予想の中には、30年以内に90%の確率で東日本大震災と同じような地震が来るのではないかという学者もいます。ぜひ行政が力を合わせて備えることをお願いし、私の質問とします。



◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時20分まで休議いたします。

（午前11時11分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

教育長。

教育長（菊地弘美君） すみません、先ほど8番佐藤定男議員からご質問のありましたデータについて回答をさせていただきます。

世帯人数であります。まず国の公表している人数については、最新版で2020年、2.49人ということでした。国見町の数字につきましては、今年の5月末現在、人口が8,710、世帯数が3,417ということで、割り返しますと2.54人ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） それでは、次に、10番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

（10番渡辺勝弘君 登壇）

10番（渡辺勝弘君） 令和3年第4回国見町議会定例会に当たり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、JR藤田駅周辺の利活用についてと管理職及び町職員の人事異動についての2点であります。

まず初めに、町道116号が完成して、国道4号からのアクセス道路が大変良くなり、JR藤田駅も改築され、駅前周辺の街路灯も明るくなり、以前とは大変変わってきていると思います。

しかしながら、電車を利用して来町した方には、ライオンズクラブが立てた町の案内板があるだけで非常に寂しい感じに思われてしまうが、この状況についてどのように考えているのか、まずお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 10番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

駅前の状況でございますが、初めて駅に降り立ったとき、寂しいと感じるか、それとも地方の駅前によくあるのどかな風景と思うかは主観的な感覚でございます。人それぞれに違いがあるものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいま建設課長の答弁であります。人それぞれの主観的な感

覚であるということではありますが、確かにそのとおりだと思っております。人によっては、ああ、のどかだなと思う人もいるかもしれません。

しかし、駅には町に帰ってくる人、逆に町を訪れる人にとっては出迎えの場所でもあります。だからこそ注目度の高い場所ではないかと思っております。このままでいいのでしょうか。にぎわいなど、何か足りないような感じがいたしますが、その点について町の考えをお伺いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議員ご指摘のとおり、駅前はいつもの時代でも注目の場所であると思っております。

町では、これまで道路整備をはじめ、ロータリーや広場等々、様々なインフラ整備を行ってまいりました。駅前のあるべき姿の定義が明確でない中で、何か足りないのではなく何が必要なのか、そのような発想が必要であるとも考えております。

そのような中におきまして、町として今後のまちづくりの一環としての駅前の在り方についての研究は必要ではないかと考えているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいまの建設課長の答弁でありますけれども、今後のまちづくりの一環といたしまして、駅前周辺の新たな在り方の研究が必要等との答弁がありました。

何が必要なのか、町長が常に言っているタウンミーティング等を行い、駅利用者を含め、幅広い意見を集約することなど、行政として積極的に関わり前向きに進めるべきだと思っております。

次の質問であります。

株式会社家守舎桃ノ音が主催となり、エリアデザインラボというデザイン会議を開いて、駅前をデザインラボで考えていきたいということをやっております。

J R藤田駅前のエリアをエコタウンにするという活用について検討していくというようなことではありますが、町としてどのように関わっていくのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

町が地方創生推進交付金事業を活用し、令和2年度より株式会社家守舎桃ノ音へ委託した事業がエリアデザインラボです。J R藤田駅前のエコタウンについては、民間事業者が検討している事業でありまして、町は関係しておりません。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 建設課からもお答えいたします。

この開発構想から計画に移行した段階におきまして、駅前という公共性の高い場所であることを踏まえまして、今後の開発形態に合わせた新たな広場、ロータリー等のインフラ整備が必要であればフレキシブルに対応してまいりたいと考えているところ

でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） お二方の課長からのご答弁をいただきましたけれども、民間ではこのようにすばらしい活動をしており、JR駅前のエコタウンというような活用すること、事業を考えておりますけれども、町は独自の考えを持っているのか、その点について再度お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

このような民間による開発構想があることは認識しているところでございますが、現時点において町としての具体的な計画はございません。

あくまでもミクロ的な駅前開発は民間主体となるものと考えておまして、町としましては、駅前と市街地全体を含めたマクロ的な観点からのまちづくりが求められているものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 具体的なものが固まっていなければ、民間であり口出しはできないという状況であることは分かりますけれども、地域経済の衰退を止めるのは自分たちであり、自ら考え行動する人材育成だと思っております。

様々な企画を考え、行動しているすばらしい事業だと私は思っております。この民間との強い関わり合いが非常に重要だと考えますが、その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

町では、第6次国見町総合計画に基づき、必要があれば官民が連携し、人材育成やまちづくりを進めるものでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいま答弁で、今後必要があれば連携して進めていくということでありました。様々な支援策を講じることも必要ではないかと思っております。

では、次の質問です。

国見町公営塾、放課後塾ハルが開設したことにより、駅前に若者が集まる機会が増えると考えております。アカリを核として若者の拠点になるのではないかと期待されております。

今後、町として民間活力などを活用しながら、将来的にJR藤田駅周辺をどのように活性化させていくことを考えているのかをお伺いしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えします。

町では、民間の農福連携などによる新たな産業の創出、起業者の支援を積極的に進める意思がございます。町の活性化になるような民間の事業にさまざまな形で支援を行い、にぎわいを創出していきたいと考えています。民の力が相乗効果を生み、その結果としてJ R 藤田駅前周辺だけでなく、にぎわいを失いつつある商店街も含めて活性化されると良いと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 企画調整課長からの答弁をいただきました。

町の活性化は、J R 藤田駅の周辺をはじめ、様々な問題が山積しております。民間活力などを十分活用しながら、駅前周辺の開発も含め、積極的な取組を考えていくべきだと思っております。そして、今後の進捗状況がどのように変わっていくのかを逐次ご報告いただければと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

管理職及び町職員の人事異動についてであります。

町政を執行するためには、町職員の最大の能力を十分に発揮することが必要だと考えますが、今回の異動させる上での根拠があるのか、その点についてお尋ねしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えします。

特に明確な根拠があるというわけではございません。ただ、専門職員以外の一般行政職員につきましては、おおむね3年を目途に違う業務を経験してもらえるようには配慮をしているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今回の異動に際しても、町長の人事権ということは特権ですから、それに対して異議を申し上げることは全然ありません。

しかし、今回の異動による上で、まちづくり交流課がなくなり、保健福祉課がほけん課と福祉課になったということで、大幅な異動が多い結果になりましたけれども、そのように理解してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えします。議員お見込みのとおり、機構改革があるということは当然、異動も多くなるということでございますので、そういった状況だったということでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 人事異動は、組織の中での職員の職務状態などを変更することで、適材適所選任することが目的だと私は思っておりました。ネットでもいろいろ書いておりますけれども、人事異動の公平性や新たな登用をするためにも効果的であると書

いております。

そこで、公正、不公平感を持たせないようなことが大切であるかと思えますけれども、そのようなことの対処はどのようにしているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 先ほどもお答えしましたが、おおむね3年を目安に異動を行うことにより公平性を持たせているということでございます。

ただ、このような小さな町でございます。職員も120人、一般行政職であれば100人未満になります。事業の状況、さらには機構の改編などによっては短期間の異動があったり、逆にプロジェクトがあれば長期間になったりする、そういった場合もございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 総務課長からの答弁いただきました。

私は不公平感が起きないということはないと思えますし、起きないようにするべきだとは思っております。

そこで、次の質問です。

人事異動する上で、職員からの希望及び職員の技量に合っているのかを確認する上で管理職員からの情報を基にして考えているのか、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えします。

毎年2回程度、各所属長との副町長と人事担当課長である私が入ったヒアリングを実施しており、今年も実施する予定になっております。第1四半期終わって7月、あとは予算を編成する前ぐらいの時期には、業務の進捗状況や所属する職員の状況などについて対話を通じての情報共有を行っております、それらを一つの材料として、次年度の人事異動に生かしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 人事異動をする上でいろんなことをやっていらっしゃるということが今の答弁で分かりましたけれども、ある例で言いますけれども、丹波市というところでは人材育成の観点から人事異動に当たる、人事異動通告によっては、職員の自己申告による異動及び降格希望の制度を定めております。

そして、対象職員の希望の理由、なぜそこに行きたいのか、そこになぜ行ってよくやっているのかということで、意欲等を考慮しております。そういう自治体もあるということでもあります。

当町においては、このように自己申告という形のものを取っていらっしゃるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えします。

まず初めに、制度としてはございません。先ほどお答えをしましたとおり、年2回のヒアリングがございます。そこで各所属長との対話の中でそれぞれの職員の希望、適正、環境、さらに人間関係も含めて総合的に判断して対応しています。

あと、各所属長も当然、人事評価の中で各係長なり、係員なりとのコンタクトは取っておりますので、そういった中である程度、一定の希望を吸い上げた中でこちらに上がってくると理解をしております。

先ほどいろいろありましたけれども、逆にもうこの職責がきついということになれば、降格をしたいという申出も当然過去にもございましたし、そういった経過もございますので、それはその職員の状況によってこちら側としても判断をしていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 総務課長から答弁をいただきまして、町ではその自己申告ということ等はないということでありまして、それに見合ったものの対応はしているということの答弁だと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、任命権者、つまり町長に権利あることは十分承知しておりますけれども、職員が失敗をしてしまったということで異動させて理由を求めることは困難だと思っております。

職員自らの意見を聞くことも必要ではないかと思っておりますけれども、その点について改めてもう一度、意見を聞きたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えします。

現在、町長決裁の際に管理職が入るのは当然なんですけど、起案の担当者も同席をして、そこでディスカッションをしながら内容がいかどうかも含めて議論をするような体制を取っておりますし、職員自ら主張できる環境も整えていると認識をしております。

また、オフィスミーティングも既に各所属で行われておりますので、双方向の議論が行われる環境にあるのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 次の質問に入ります。

公共交通事業としてMa a S事業の実証実験が再度延長されており、4月より住民防災課に移りました。今まで企画情報課だったですけども、前の担当者が誰もいらっしゃいません。全て住民防災課に移ったということで、事業の継続性の点から問題はなかったのかお尋ねしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えをします。

先ほども申し上げましたとおり、国見町は小さい町でございます。一般行政職はさ

つきも申し上げましたが100人未満ということでございます。

そのような中で人事異動を行う場合、時として係全員が異動する場合も過去にも多々ありました。財政係が全部変わったとか、今回で言えば幼児教育課は課長を除いて係員も全員変わっていますし、また逆に一人の係になる場合もございます。

事業継続性につきましては、同じ職務ですと確かに異動なしでずっとやっていることのほうが専門的に携われるのでベターかもしれませんが、一般行政職という職種はいわゆる総合職になります。あらゆる業務を知る必要がありますし、一番町民に近い末端自治体である町職員はある程度総合的な知識も必要になってくると。

逆に、長期在職になれば悪い意味での慣れ、マンネリ、そういったことも防止していかなければならない、そのような観点から、基本的には同じ庁舎にいますので前任に尋ねることも良いですし、事前に十分な引継ぎも行われておりますので、問題はないと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、総務課長から答弁いただきましたけれども、M a a S事業の中身を十二分把握しているのは紛れもなく総務課長だと思っております。総務課長が企画情報課にいたときにこのM a a S事業は素晴らしいことだと思っ私もそれに同調しておりましたけれども、M a a S事業は大変な事業だと思っております。今後どのように展開していくのか、まだまだこれからの事業だと思っております。

そこで、M a a S事業の内容を理解していない職員、住民に近いということで住民防災課の職員だということでもありますけれども、従来の業務とM a a S事業を理解しながら前任者と協力していくとなれば、何とも効率の悪いことと考えますけれども、今回の異動の本当に必要性があったのか改めてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 何の根拠をもって効率が悪いとおっしゃっているのか意味が分からないのですけれども、確かに私が前任の担当者ですが、私が能力があるかどうかは別にして、辞令があつて総務課に行けということですので私も去らざるを得ないし、ほかの職員も当然そうなります。なので、前任が良くて、今のいる職員が悪いというふう聞こえるのはいかがなものかと思ひます。

この事業は、異動ではなくて機構改革に伴う業務移管ですので、業務移管があつた場合にはどの業務におきましても、内示後、速やかに遅滞のない業務執行のために事務引継を行いますし、もう異動とは別な話であると考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 総務課長からも答弁をいただきましたので、事業を展開するには今の職員が駄目だということではありません。一生懸命やっていたかかないと最終的には町民の人たちがそのサービスを得られないということになりますので、頑張りたいと思っております。

本来の業務に支障を来すことが許されません。どんなことがあってもM a a S 事業を失敗しない協力体制を改めてお願いしたいと思っております。

では、次の質問です。

職員の人事異動に関しては、不満も言わず職員は精いっぱい頑張っていると思います。しかし、自分の考えていた職種でなかったために、職員の士気を低下させるのにつながるのではないかと考えられますが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えします。

私事で恐縮なんですけれども、入って10年間は建設課建設係、全く異動のない場所にいました。異動がないのではないかと考えたときもありましたけれども、その後、数々の職場を経験させていただきました。

したがって、自分の考えていた部署ということは逆におこがましいですよ、辞令をもらうわけですから、その場所でその刹那で自分はその業務をどうマネジメントしていくのかということに主眼を置かないと、一般行政職というのはなかなかない、自分のやりたい仕事をやれる場所ではないと思うのです。いろんな業務がありますから。

そういったことに主眼を置いて、どの職場でもその職場の経験は必ず役に立つというふうに私自身も思っていますし、そのことをこれからの国見町を担う若い職員にきちんと伝えていくのが我々の責務でもありますし、町民本位のまちづくりに傾注をしていただけるような取組を今後とも進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 総務課長からの答弁いただきました。

それはオーソドックスかもしれませんが、自分の考えている職場でないから仕事が遅れるとかということは少ない、そういうことはないということでありますし、職員はやはり選ばれし者、いろんな試験を受けて選ばれて国見町の職員になったということの自覚があれば、それは十分できる人間が集まっているんだということの考えかなど、総務課長の意見だと思っております。

人を異動することについては十分に検証してやっていただければと思っております。

では、最後の質問に移ります。

職員の人事異動に関しては、町民ははっきり言って関心はなく普段の町民サービス、あるいはそれ以上のサービスを求めています。そこで職員の対応能力が試されることになっております。管理職は新人教育や引継ぎ業務を行い、業務にあたっていきます。

町民サービスを低下させずに全体のバランスの取れた組織をどのように考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

バランスの取れた組織とは何ぞやということですが、なかなか難しい問題かなと考えております。

一つは、年齢構成ですよね。小さな町ですからこの均等なバランスが取れているのか、これはまた難しい問題だなと。そしてあとは男女のバランス、近年は女性職員も増えてきております。ただ、昇任、昇格での差は多少あるのかなと認識をしているところでございます。

あとは、業務量と配置人数のバランスもあると思います。情報化の進展、以前にも申しあげましたけれども、国や県などからもすぐにメールが来て、そういった業務がかなり増えている、問合せも多くなっている、逆に住民福祉に依拠した体制のほかにもマンパワーが必要になっている状況にもなってきているというのは事実でございます。

それらを踏まえた上で、限られた人員をバランスよく配置していくことはなかなか難しい至難の業かもしれません。今ある制度では任期付職員や会計年度任用職員、そのほかに地域おこし協力隊など、様々な人事制度を活用しながら、なるべく実態に合った配置を心がけているつもりでございます。

そのほかにもいろいろあるかと思います。何を基準としてバランスがいいというのか、禅問答みたいな感じもしますけれども、ただ、町民のためのきちんとした組織にはしなければならないというのが大命題でもある、その上でどうするのか、やっぱり第6次国見町総合計画にもありますが、相互理解と共感を高めていく取組が全てなんだろうなと思います。

人間として当たり前のことを対話を重視して積み重ねていくことによりまして、信頼関係を築いていく、そういった愚直な取組こそが組織バランスを取っていく上では一番大事なのではないかなと考えているところでございます。

一つご紹介いたします。私の母校の校訓があります。清らかであればと、清らかであればとは清廉潔白、潔白であればということ、あと勉強せよ、勉強に励めよと、そして世のためたれと、世の中に役に立つ人間になるという言葉でした。

これは全体の奉仕者である我々公務員にあるべき言葉だなということで、今まさに私も感じているところでございます。バランスの取れた組織をつくる基本、まず人づくりが大事なんだろうと考えておりますので、今後そういったところに力を入れて対処してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 総務課長からの考え方ということをしっかり聞きましたので、それでいいと思いますけれども、改めて町長にお尋ねします。

今、総務課長が言われたことは、職員に対して言うことだと思ふんですけれども、やはりトップである町長として、総務課長の言われたことが自分の言葉だと思って私は受け取っていいのか、それとも総務課長はこうだけれども、私はこういう考えもあると、プラスした町長の考えをお伺いしたいと思ふます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

ただいま総務課長が申し上げたのは、私の気持ちを代弁しての答弁でございます。
以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 分かりました。では、町長の考えだということが分かりましたので、できれば町長に答弁していただきたかったなと思っております。やはり町長及び総務課長の意見のいろいろの考え方を聞くことができましたので、それで理解いたします。

そこで、私だけの提案ということになりますけれども、女性管理職を増やすということや教育は女性であるというこれまでの観念、つまり女性は教育関係のみとかという感じではなく、女性の発想や意見を重視したらいかがかかなと思っております。

職員の能力もばらばらです。やはり異動してやりがいのある職種であれば、仕事効率は特段にアップいたします。職員の人材育成、個人の能力をスキルアップすることはできません。

自分の考えをしっかり持ち、町民サービス、町民福祉を低下させないためにはどのようにするかを考えて自分たちの町民サービスに自信を持つことのためにだと考えております。

私からの質問を終わらせていただきます。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

(午前11時54分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、3番宍戸武志君。

(3番宍戸武志君 登壇)

3番（宍戸武志君） 通告しました質問について、お伺いしたいと思います。

まず、1点目、ICT教育の具体的な推進策についてでございます。

これについては、参考としまして、町の第6次国見町総合計画、2番目としましては町長の施政方針、3番目、第2期国見町子ども・子育て支援事業計画、それと、今年度の教育委員会の令和3年度の計画書を参考にさせていただきました。今年度、1人1台の端末配備が完了しておりまして、ICT教育が本格稼働されます。誰一人取り残さない、公正な最適化された学びが実施され、都市と地方の教育環境格差の解

消が期待されております。

教育格差でなくて、都市と地方で教育環境格差が結構あると思うんです。今年度、GIGAスクール元年ということで、教育長がGIGAスクールについて言及されまして、調べましたら、GIGAスクールとは、Global and Innovation Gateway for Allという略で、一人も残さない教育、一人一人に合った教育をしていこうということで、今までと違った授業になるなど。これはどんな教育になるのかということで、ぎょうせい社から出ている「時代の学びを拓く！PC1人1台授業スタートブック」を参考にさせていただきました。多分、教育関係の方は、皆さん目を通されているんだろうと思います。平成3年4月10日発行です。

これ見ましたら、先生が一方向的に教える授業ではなく、端末を生かした授業で、各個人が自由に考え自由に意見を述べるという形の授業、いろんな授業あると思うんですけども、新しい授業の形態だと思います。都市と地方の格差もこれである程度解消できるのかなと思いました。グローバルなので、どこにでもネットがつながるということで、同じ教育が受けられ、情報が探せるということなんです。

その本の中には、18例がありまして、先行しているところ、結構あるんです。第6次国見町総合計画を見ますと、国見町はICT教育が遅れているということで、そんな観点から、プラス1が3にも4にもなる教育だなと思いました。町として、グランドデザインとグランドカリキュラムを示しているところもあるんです。それを作成して、先生、生徒、父兄または町民に示しているところがあります。そんな形でGIGAスクール元年、本町での取組の具体策、もし、そのグランドデザインがございましたらお示し下さい。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 3番宍戸武志議員のご質問にお答えをいたします。

宍戸議員のご質問の中にありましたが、子どもたちにタブレットを配布したという部分がありましたので、まず、その点について少しお話をさせていただきます。

子どもたちに配布するタブレットにつきましては、現在、初期設定とソフトのインストールを進めてございまして、これは、予定どおり、今月中には児童生徒に配布できると考えてございます。昨年のコロナ禍の中で、前倒しをするということで急遽始まった事業で、タブレットの購入が全国的に起こったということで、品不足もございましたので、国見町では3月に繰越明許をして、今現在、予定どおり今月中に配布をするということで進めてございますので、ご承知をお願いしたいと思います。

ICT教育の部分につきましては、今、宍戸議員お質しの中で話をさせていただいたように、大変奥が深いものと考えてございます。このICT教育、簡単に言いますと、なぜを繰り返す深掘りの学習で、探求心を育むというところが大切かなと考えてございます。そのためのツールがタブレットあるいはプログラミング学習ということで、これがツールになってくると考えてございます。

具体的には、今期、県北中学校におきましては、プログラミングの学習として、ロ

ロボットカーを使った授業が行われます。プログラミングの方法、プログラミングそのものを学ぶというよりは思考、考え方を学ぶという授業になりますが、多分、生徒たちは、最初はプログラムを組んでもうまくロボットカーは動かないと思います。子どもたちは、なぜ動かないのかというところを考えます。1人で考えて、チームで考えて、ネットを調べて、なぜを探ることになります。この繰り返しが探求心を養い、発想力あるいは周りの人、周りを巻き込む力を身につけ、解決する力につながっていくと考えているところがございます。これらの取組を進めるベースとなるのがICTであり、その一つが1人1台のタブレットにもなっております。

ほかにも、工夫とアイデアでタブレットを活用した授業は子どもたちにとってわくわくするものになるはずですが、面白さ、わくわくを感じるからこそが学び続ける、このモチベーションとなり、自ら学ぶ力の育成につながるものと期待をしているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 全教科に役立っているわけです。これを使うと、今まで分からなかった数学がすごく分かりやすいとある先生が話しておりました。子どもたちは、結構機械に皆さん慣れていたり、興味を持っていたりしますので、今まであまり勉強が向いていなかった子どもも向くようになると思うのです。その機会を利用しまして、底上げをお願いしたいなと思います。

次に、ICT教育には、指導者の人材確保も重要と考えます。その状況についてお伺いしたいと思うんですが、これも、国見町の令和3年度GIGAスクール推進事業の中で、当年度予算が1378万8000円の中で、ICT支援員と運用支援としての人材、先生方も得手不得手があると思うんです。その辺のフォローはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

ICT教育におきましては、対応する先生方の情報機器への知識、それから操作活用能力、そして指導力というものの向上が必要だと思っております。現在、支援に当たるICT支援員というのがあるんですけども、これにつきましては、2週間に一度ではありますが、小中学校それぞれに配置しているという状況でございまして、これによりまして、情報機器の利用活用、そしてデジタル教材を活用した授業の取組の関係について支援しているというのが実態でございます。また、一部事業では、補助員を配置しているところです。

教育委員会の中にICT教育推進委員会を現在設置しておりまして、各校のICT教育の推進について協議しているところで、今後につきましては、事業の円滑な導入、そして活用策により現場で実践することを推進していくということで考えております。ICT教育の円滑な推進におきましては、指導する先生方自身が大きな変革に対応することが何よりも必要であり、研修や先駆的な先生をはじめとして、全教員が意識改

革を行いながらICT教育への変革、移行を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 今の教育次長のお答えですと、本当に、今までやってきた通りではなく、新しい発想でやっていかないと取り残されてしまうということで取り組んでいただきたいなと思います。

次に、ICT教育に限らず自宅学習が重要になってくると思います。児童生徒の自宅でのインターネット環境の整備が必要でありまして、これは、タブレットの自宅への持ち帰りができるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

GIGAスクールの一つの目的としましては、自宅学習でもできるということで、さらには、今回、コロナ禍でオンラインでの学習なども話題になりましたが、そういうことも目的にしておりますので、当町におきましても、自宅に持ち帰りということについては可能と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） ぜひ、タブレットやPCもそういう環境になり、自宅で使用できればいいなと思います。

家庭の事情で、例えばパソコン等が未整備世帯に対しての補助の考えがあるかどうかなのですが、食うや食わずの家庭というのは、少ないと思うんです。むしろ、自分たちが食わなくても子どもにはきちっとした教育をしたいなという家庭が多いと思うんです。その証拠には、第6次国見町総合計画の中でアンケートがございまして、義務教育というのは一番右上の重要度と満足度が一番高いんです。だから、教育委員会の方は本当に重責だと思いますので、大変だなと思います。家庭の事情で未整備世帯に対してのそういう補助があるかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 今回、端末機を家庭での導入にあたって、1点、調査をしております。中学校家庭では、実に95%、さらには小学校家庭におきましては90%がインターネットに接続できる環境を整えているということで回答をいただいております。このようなことから、町におきましては、なかなか諸事情でインターネットを設置できないという家庭がいるということについても承知しておりますので、その点につきましては、町でモバイルルーターとあって、携帯もできるルーター、インターネットに接続する機器を準備しておりますので、それを貸出しすることによって家庭での使用も耐えられるような形で考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 次に、本町のデジタル化推進ということで、福島民友新聞の社説の

中に、行政のデジタル化というのが掲載されていました。私はあまり行政のデジタル化詳しくないので、これを基にご質問したいと思います。

本町のデジタル化推進について、今、政府は、官民挙げてデジタル社会の構築を目指しています。今後、各自治体もデジタル化が一層加速され、役場をはじめ、将来的に全町的なデジタル化になると思うんですけれども、日本は先進国の中で一番IT化が遅れているらしいんです。だから、福島民友新聞の社説で、行政事務のデジタル化を住民サービスの充実につなげていくことが大切だということと、行政手続のオンライン化などにより事務の効率化や省力化を図り、職員を住民と直接向き合った業務などに振り向けるということが書かれています。あとは、これも異論ある人もいると思うのですが、デジタル庁を9月に発足させ、中央省庁や中央自治体のシステム化の共通化を図るということ。

それと、県内市町村のデジタル化の試金石となる事業であると、デジタル化がやれていないということもあると思います。ですけれども、前向きなことをやっていかないといけないと思います。その辺も含めまして、役場も含め全町的なデジタル化の考え方をお聞きします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

行政のデジタル化は、ペーパーレス化、電子決済、脱はんこへの取組がございます。また、町民、利用者の視点としては、手続、届出、申請、それに付随する町民サービスを受けるための利便性の向上、いわゆるワンストップサービスによる利便性の享受が考えられます。町は、今後、国の動向を注視しながら、町民福祉の向上と利便性を念頭に対応を検討してまいります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） この情報管理事業につきましては、今年度の8508万9000円が計上されているんです。ですから、そういう意味では、これはランニングコスト、保守管理料がほとんど占めていると思いますので、結構金がかかっていますので、この辺も含めまして、デジタル化を一層進めていただいて、町民サービスの充実につなげていっていただきたいなと思うんです。

次に、町民も否応なしにデジタル化への対応を迫られてくると思うんです。例えば、先日の会議で、オンライン会議の開催を可能とするための関係条例の整備に関する条例が可決されました。現実的に、オンラインがもうできるような状態になっていますので、この辺も含めまして、町民へのデジタル化対応の教育が必要になるかと思うので、意気込みも含めましてお伺いしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

デジタル化は、全町民が対応を望む、または対応することを迫られるものではないと理解しております。よって、町では、デジタル化の活用を必要としている方には丁

寧な周知と適正な説明を提供できるように取り組んでいくとともに、デジタル機器にアレルギーを持つ方、特に高齢者等には、従来の方法でマンパワーによって対応していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、パソコンやスマートフォンを持たないです、スマホを持たない高齢者などは、デジタル化に対応できない住民もいると思いますけれども、これはもう極力やっていたらいいかと、そういう答弁ではやり切れないと思うんです。だから、もうちょっと前向きな動き、スピードある動きをしていただきたいなと思います。

次に、町民のインターネット環境の普及率、調べているかどうか、または、今後調査する意向があるかどうかお聞きしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

国見町民のインターネット普及につきましては、把握はしておりません。ただし、2019年度全国データによりますと、国民のパソコンの普及率約70%ということでございます。その割合は減少傾向にあるということなんです。

一方、スマートフォンの保有台数につきましては、増加傾向にございまして、何らかの端末を保有している世帯については96%を超えているということでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） これは、パソコン環境、初期費用も結構かかるんです。テレビ並みの初期費用だったら、まだまだ普及の余地があると思うんですけれども、それと、パソコンですから、初期費用というのはどのくらい見ているかについてお尋ねしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず初めに、環境整備の初期費用についてお答えいたします。

インターネットの環境整備につきましては、形態や仕様等が違いますので、一般的なお話ということで答弁させていただきます。

まず、回線の開設に2万円から5万円が必要ということなんです。接続サービス等は回線とのパックということになりますので、初期費用は不要ということになります。

また、パソコンの機種、仕様についても大きな差がございまして、中古であれば1万円からございまして、一般的なものと、新品で大体10万円程度ということ認識しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 町として、初期費用について補助する考えはあるのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

初期費用の補助ということでございますが、現在のところ、町では初期費用の補助については考えておりません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） いずれにしろ、デジタル化は、社説にも載っているように、県内市町村のデジタル化の試金石となる事業であるということで、これは、町も最終的にはどうなっているんだという形で問われます。町民も見ていると思うんです。しっかり対応をお願いしたいと思います。

次に、65歳以上高齢者単身世帯対策についてということで、孤独・孤立がクローズアップされていまして、主に65歳以上の高齢者の単身世帯の問題です。高齢者の単身世帯問題は大きな社会問題になっています。本町でも、いろいろ聞くところによりますと、対策が講じられておると聞いております。

これも、ますますこれからも増えていくだろうと思うんです。少子高齢化という形で、孤独・孤立、私は、孤立のほうが問題だろうと思います。この辺の対策等について、具体的な対策をお聞きしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

町内におけます独り暮らし高齢者に対する対策というご質問でございます。町では、独り暮らしも含めました高齢者に対する取組といたしまして、生きがいづくりや介護予防を目的としたいきいきサロン事業、また、生きがい対応型デイサービス事業を実施するほか、各地域におきましては、百歳体操などを行う通いの場の活動支援などを行っているところでございます。特に、健康に不安のある独り暮らし高齢者の安否確認の対策といたしましては、緊急通報装置を貸出ししておりまして、現在、86名が利用しているところです。これは、急病などの緊急時にペンダント型のボタンを押すことで、電話回線を通じて関係者に通報されるもので、迅速かつ適切な対応が図れるようにしているところでございます。

また、希望する高齢者には配食サービスを行いまして、食事を届ける際に直接手渡しをすることで安否確認を行っております。さらに、特に心配な高齢者には、民生児童委員が随時見守りの訪問を行っているほか、災害時も安否確認等の支援活動、迅速かつ的確に行えるよう、災害時避難行動要支援者名簿を作成し関係機関と共有するなど、地域全体で見守る体制を取っているところでございます。

なお、JAふくしま未来、セブンイレブン、みやぎ生協、ヤマト運輸、郵便局など民間の事業所とも地域見守り協定を結ぶことで、配達などで高齢者宅を訪問した際に異変に気がついた場合は通報される仕組みを構築しております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 2番目に、高齢者の安否確認等、タブレット端末を有効活用してい

る自治体もあるということで、これはいいなと。まずは動画、話しかけられると、こっちからも話しかけると、そういう、何かなったときに通報を受けるということなく、孤立している単身世帯、そういう形でタブレット端末の有効活用もいいのではないかなと思ひまして、町としての導入の考えはあるのかどうか、または考えられる余地があるのかどうか、お聞きしたいなと思ひます。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

タブレットやスマートフォンを活用して、全国的には双方向での活用をしている事例があると聞いてございます。当町で高齢者等の安否確認システムを導入のために同時にするためには、これらの機器が、その操作が簡単で、多くの高齢者に普及して日常的に使われていることが条件となります。しかし、現時点では、インターネットや電子機器に対する抵抗感を持つ高齢者の割合が高いこともあって、これらの機器は高齢者には身近ではないため、町が安否確認等のために活用することは難しいと考えております。そのため、現状では、先ほどお答えしましたように、民生児童委員などマンパワーによる見守りや、緊急通報装置などの安否確認の対策をしっかりと機能させることが大事であると考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 以上、私の質問終わりたいと思うんですけども、町単独で生き残るといふ決断をした以上、人並み以上に特色を発揮していかないと埋没してしまう。スピードアップしまして、前向きにやっていただきたいなと思ひます。

終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、2番八巻喜治郎君。

（2番八巻喜治郎君 登壇）

2番（八巻喜治郎君） さきに通告していたとおり、質問をいたします。

未来につながる町づくりについてでございます。

現在、国見町は、人口減少問題、高齢化、産業振興などの問題が山積みしております。それらの諸問題を解決するためには、町として早急に総合的な視点に立って活力ある町づくりに取り組むべきであります。

国見町の人口減少問題について伺います。

2003年当時、政府による平成の大合併では、人口が1万人未満の町村は合併を迫られました。当時の国見町の人口は約1万2000人であり、町民総意の下に自立の道を選びました。あれから約20年が過ぎ、現在、人口は約8,700人と減少しておりますが、町としてどのように捉えているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 2番八巻喜治郎議員のご質問にお答えします。

国見町人口ビジョンによれば、昭和25年の1万5629人をピークに、全国的な首都圏への人口集中、少子化により減少が続き、令和2年の国勢調査では

8,644人となっています。よって、町では、今後、国見町を持続し発展させ、新しい町づくりを進めるために、本年度を初年度とする第6次国見町総合計画を策定いたしました。人口減少問題を含め、6つの目標、13の政策、41の施策の実現に向けて、今後10年間取り組んでいきます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 町で作成した国見町の人口推移及び推計を見ると、今後僅か4年後には、町の人口は7,950人と推計されております。福島県の町になる要件、これは8,000人以上という要件がございます。ただし、町として指定された後で要件を満たさなくなっても町としての指定は変わらないと、それだけです。

さらに、令和22年頃になりますと、町の人口は4,950人と推計されております。町でつくった推計です。その中身が問題なんです。生産年齢人口が高齢者人口よりも少なくなると推計されているので、危機そのものなんです。人ごとではありません。よくテレビの番組で以前ありましたが、限界集落の町、これだけは絶対避けなければなりません。

次に移ります。

人口の維持、減少に歯止めをかける施策として、企業誘致もその一つと考えます。国見町は、国道、鉄道、高速道路国見インターチェンジと恵まれた立地条件にもかかわらず、今までそれらを生かし切れていなかったのではないかと感じます。これまでの企業誘致の情報発信や取組はどのように行ってきたのか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えします。

町は、国見インターチェンジが設置された昭和50年代から平成10年代前半に小坂工業団地や山崎地区の各工業団地が造成・分譲し、企業誘致を行ってまいりました。山崎地区工業団地に10社、小坂地区工業団地に10社、計20社が操業しております。現時点で、工業用地については空きがない状態です。よって、現在は、事業所からの申出や県からのあっせんなどにより、町内での事業用地などの確保の可能性について問合せがあった場合、事業者の意向を確認しながら、都市計画法等の法的規制の課題などについて個別具体的に対応しています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 近隣の市町、伊達市、桑折町では、東京で行われる企業誘致セミナー、工業用地の整備、誘致可能な企業への直接訪問、福島県の中央の窓口となる部署などから情報収集発信、併せて立地条件のよさ、暮らしやすさ、子育てしやすさなどをしっかり伝えるため、トップセールスも行おうとしています。当町ではどのような考えがあるのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） ただいまの質問につきましては、企業誘致のトップセール

スということでしょうか。

先ほども答弁させていただきました、現在は、事業者からの申出や県からのあっせんがあった場合に、町内での確保の可能性について個別に対応しているということでございます。また、現在、工業団地については空きがない状態でありますので、相談があった場合、法的なものを課題に捉えながら個別に対応していきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 次に、人口問題に関連しますが、国見町に住みたい、国見町に移住したいと考えている方に対して、土地や空き家などの活用、そういったものの活用を推進すると言っておりますが、課題は、土地、空き家の所有者の協力と理解がなければなりません。どのような考えを持っているのかお伺いしたい。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

移住・定住に対する支援制度といたしましては、福島県と連携したふくしま移住支援金給付事業がございます。この支援事業は、東京圏から移住された場合、単身で60万円、2人世帯で100万円の支援金を給付する制度で、当初予算にも計上しているというところでございます。町独自の施策といたしましては、移住・定住を推進するために、空き家を手放したい人、購入したい人のマッチングサイト「空き家ゲートウェイ」を連携し、町内の空き家情報提供を行っているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 次に移りますが、人口減少対策として、若者世代の定住化につながるような施策は、将来、国見町を維持、発展させるために不可欠であると考えます。

一例ですが、北海道旭川市の近隣に東川町という町があります。この町は、若者支援を重点施策として取り組んでおります。20年間人口が増え続けてきているんです。その隣にも東神楽町という町がありますが、この町は40年間人口が増えています。

その町で取り組んでいる重点施策というのは、子育て支援と充実した教育支援であります。人口誘致していなくても人口が増えています。そして、その町の年間の出生数、生まれる子ども50人くらいですが、小学校に入学するのは70人なんです。50人生まれて小学校に70人入学すると。若者の子育て世代が流入しているからです。将来の町を支える若者世代が移住・定住につながるような施策が必要と思いますが、町の考えをお伺いしたい。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

町では、第6次国見町総合計画において、今後、国見町が目指すまちづくりの6つの施策、そのうちのひとつとして「町として生きるまちづくり」を掲げています。施策の中で、多様な交流連携の推進、国際交流・多文化との共存、共生、定住・二地域居

住の促進、人やモノのつながりをつくり、これまで国見町と関わりを持った人の関係人口創出を目標として取り組むこととしています。

また、関係する課が連携する移住・定住促進委員会を立ち上げ、実効性のある移住・定住施策を速やかに実施することとしました。具体的には、行政報告でも申し上げましたが、国見ニュータウンへの子育て支援住宅の官民連携による建設や、公営住宅を用途廃止し、民間主導によるリノベーションなどです。さらに、移住・定住を促進する限定的な施策のみならず、議員がおっしゃったような子育て、教育、医療、観光、新しい暮らし方の提案など、全般にわたる町の魅力を向上させて、住むなら国見町、子育てするなら国見町と言われるようなまちづくりを推進します。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） ただいまお答えをいただきましたが、早急にそういった移住・定住につながる取組を立ち上げたということで、大変すばらしいと思います。

若者支援というのは、就学前教育、子育て環境の充実、教育環境の充実であります。なぜ申すかという、実際に小さなお子さんを持つご夫婦の話では、子育て環境の充実した町へ住みたいと、そういった意見が一番多いのです。国見町で開設したももたん広場には、この数年間で20万人もの子育て世代がやって来ているのです。何も周りにはないんですが、20万人も来ているんです。国見町の魅力を機会があればそういった子育て世代への情報発信なども考えては良いのかと思います。

ただいまお答えいただきました町長の答弁ですが、切れ目のない支援として妊娠、出産、育児、教育など、そのためには、子育て支援センターとの連携強化、そして、若者が住みたい、国見町は住み心地が良い、そうなる町を目指していくのが我々の仕事かと思えます。

最後に、将来のまちづくりのことについてお伺いします。

直接、施策やそういったものに関わるのは町職員です。職員の自己研さんと意識改革が必要と考えますが、その点についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えします。

議員のお質しは、ごもっともだと思います。職員の自己研さん、そして意識改革、これは常に図っていかなければならないものと考えているところでございます。現在、人材育成方針についても策定中でございますが、その中では、当然、我々は一般行政職、総合職でございます。プロフェッショナルな人材、そして個性のある人材の育成を図るための様々な研修戦略を定めることとしています。

その目指すところといたしまして、5点ございます。まず1つ目に、職員としての使命と責任を自覚する、そして国見町で働くことに誇りと喜びを持つこと、これが第1点。2つ目に、仕事への情熱を柔軟な思考力を持って、活力のある環境づくりに積極的に取り組んでいける人材。3つ目に、専門的な知識を持つこと、そして常に誠意ある態度で職務を遂行し、町民から信頼される人材。4つ目に、広い視野と創造力、

行動力を持って、町民目線で町民とともにまちづくりを進められる人材。そして、5つ目に、人権尊重の精神を持って、人権を擁護する豊かな人間性を持つことなどがあると考えているところでございます。

以上のような人材育成に向けては、多様な研修の在り方も検討しながら、官民間わず、地域を問わず、積極的な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 活性化している市町村で共通しているのは、次に申し上げる3つの言葉を使わないんです。どういう言葉なのかと。予算がない、前例がない、ほかではやっていないという3つの言葉です。この言葉は、思考停止であり、何もしないということであります。進展も、発展も、飛躍もしなくなります。主体的に考えて、独自のアイデアを出し合い、どのようにしたら必要な資金を調達できるのかを考え抜くことです。やるべきことがあれば、臆することなく行動に移すと、創造的意識改革が必要であると、そう申し上げて、私の質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時10分まで休議いたします。

（午後1時59分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時10分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 次に、6番小林聖治君。

小林聖治君。

（6番小林聖治君 登壇）

6番（小林聖治君） 質問に入ります前に、今回、私は観月台文化センターで実施された町の85歳以上の高齢者に対するコロナワクチン集団接種に同行する機会がありました。私個人の感想としては、非常にスムーズで、案内の方々も丁寧な対応で、良い印象を持って会場を後にすることができました。関係各位のご努力に敬意を表するものでございます。

では、令和3年第4回定例会にあたり、さきに通告しておきました内容について質問いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種についてであります。町においては85歳以上の高齢者から始まり、順調に接種が進んでおるところであります。このワクチン接種において、今後の町の接種スケジュールをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 6番小林聖治議員のご質問にお答えいたします。

現在、8月末までの接種日程について公表しているところでございますが、現在のペースで集団接種と個別接種が進みますと、7月末までに、65歳以上の方の接種が完了する見込みでございます。また、9月以降の接種スケジュールにつきましては、関係機関と協議中でございますが、医療機関の協力とワクチンの確保が順調に進むということが前提でございますが、おおむね11月末にはワクチン接種を希望される方への接種を終了できるものと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ただいまの答弁で、今後のスケジュールというのは分かりましたけれども、ワクチン接種についてのこれまでの経過というの、もし答弁できればお願いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

これまでの経過でございますが、国見町には4月30日に第1陣のワクチンが到着しております。ワクチンの接種につきましては、連休明けの5月6日から、国見の里の入所者、従事者の方々を対象に開始いたしました。5月12日から集団接種会場のほうでワクチン接種のシミュレーションを順次行いまして、18日から観月台文化センター、それから桑折町のやすらぎ園を会場に、一般の方の接種を開始したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 先ほどの答弁の中に、集団接種以外に個別接種というのがありますが、そのことを詳しくお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

個別接種についてでございますが、この個別接種と申しますのは、集団接種と異なりまして、個々の医療機関において実施するワクチン接種の形でございます。観月台文化センターでやっているのが集団接種でございます。6月15日号の広報くにもお知らせ版で、医療機関でできるようになりましたとお知らせしておりますが、医療機関で実施する接種を個別接種と申し上げているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） そうしますと、個別の医療機関といいますと一般の医院とかという話になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 6月15日にお知らせいたしました医療機関には、町内の医療機関ではございませんで、桑折町の3つの医療機関でございます。このワクチン接

種に参加している医療機関で、どこの医療機関でもできるということではなくて、決められた指定の医療機関、私ども桑折町と共同で実施しておりますので、今、国見町民が実施できる個別の医療機関は、桑折町の3つの医療機関ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） そうしますと、桑折町の医療機関を国見町の町民の方々も利用できるということでございますね。

では、次の質問に移ります。

5月28日の広報くにお知らせ版にも記載されているとおり、高齢者を対象とした接種をより加速させるため、日曜日の接種を追加したということですが、その後についても、日曜日接種を継続するのか、また土曜日についてはどうするのか、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在のところ8月までのスケジュールをお知らせしているところでございますが、高齢者以外の方々の接種がスタートすれば、さらに土日の接種に対するニーズが高まると考えられますので、引き続き休日のワクチン接種ができるよう関係機関と調整してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ただいまの答弁の中で、引き続き関係機関と調整していくとのことですが、ここで言う関係機関というのは具体的にどこですか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在、日曜日の接種につきましても、公立藤田総合病院で行っておりますけれども、国見町内にも開業医の先生、お二方いらっしゃいますので、ご協力をいただくべく、ただいま交渉しております。引き続き鋭意調整をしてまいりまして、日曜日の接種についてご参加いただけるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今、公立藤田総合病院という病院名、出てきましたけれども、2月頃でしたか、お知らせ版に、公立藤田総合病院での接種を想定しておったと記憶しておるんですが、できなくなった理由というのを教えていただけますでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

当初のお知らせの中に、ワクチン接種会場として、桑折町、国見町の会場のほか公立藤田総合病院でも接種できるように調整を進めていたところでございますが、実は4月以降、新型コロナウイルス感染症の第4波が県北地区においても猛威を振るいま

して、国見町だけでなく福島市、また近隣の伊達市においても感染者が相次いだところでございます。

公立藤田総合病院は地域医療にとっては、最後のとりででございますので、不特定多数の方が病院に集まるという人の流れを抑制するために、病院との協議の中で、大変苦渋の決断ではございましたが、病院の医療体制を守るために公立藤田総合病院を接種会場として設定することを取りやめた経過がございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 次の質問に移ります。

今後 6 4 歳以下の接種が始まると思いますが、スケジュールについてお示し願います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

7 月末には、先ほど申し上げましたとおり、高齢者の接種がおおむね終了できる見込みでございます。次の接種対象となります基礎疾患を有する方々、居宅介護サービスに従事されている方、また保育所や預かり保育の職員など早期の接種が必要な方々について、徐々に対象を広げてまいりたいと考えているところでございます。

また、先週の金曜日には、県の教育委員会から、小中学校の教職員についても早めの接種に加えることができないかということで通知が出ておりますので、準備が整い次第、順次対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） この優先の方々については、今の答弁で分かりました。優先接種以外の方々については、今までのように年齢順に分けて接種をしていくという考えでよろしいですか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

年齢順で順次ご案内をしてきたやり方でスムーズにいておりましたので、そのとおり順番でやっていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 次の質問に移ります。

一般の方々のワクチン接種は 1 2 歳以上となっておりますけれども、この年齢の子どもたちまで接種範囲を拡大する時期が来たときについての考えをお聞かせください。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、5 月 3 1 日付で厚生労働大臣指示の一部が改定されまして、6 月 1 日からはファイザーのワクチンに限ってでございますが、1 2 歳以上の方々が

接種対象に加わりました。具体的には6年生の一部と中学生の全員でございます。

先日の公立藤田総合病院との協議の中では、日本小児科学会より接種に向けた様々な情報が入っているとのことでございましたので、医学的な見地を踏まえつつ、接種の実施にあたっては、さらに昨日、文部科学省と厚生労働省連名の通知も出ておりますので、教育委員会と連携しながら、接種を希望する児童生徒さんの接種に向けて、準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 特に12歳以上といっても小中学生なんですけれども、このワクチン接種は強制ではなくてあくまでも任意であるんで、特にそういった子どもたちの場合、保護者のご意見にもよく耳を傾けて実施すべきと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

小林議員のご指摘のとおり、新型コロナワクチンの接種につきましては、これは強制ではございません。昨日出されました文部科学省と厚生労働省の合同のこの通知の中でも出ておりますが、接種を受ける方は接種による感染症予防の効果と、副反応に対するリスク、これを双方理解した上で、ご自身の意思で接種を受けていただくということが前提でございますので、子どもたちの場合、非常にセンシティブな問題も含まれていると考えておりますので、児童生徒の皆さんのワクチンの接種にあたってはその点も十分考慮しながら、慎重に進めてまいりたいと考えているところでございます。実施にあたっては教育委員会とも十分相談しながら、丁寧に進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） よく検討を重ねていただいて、実施していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

私も、予約の電話がつながらないと苦情の電話を受けたことが何回かあるんですが、町にもあったと聞いております。今後、年齢が下がるにつれて、ほとんどの人が今度はスマートフォンなどで予約をするだろうと予想されるところでありますが、対策はされておるかどうか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

予約の受付につきましては、これまでも集中を避けるために、年齢順に接種券を発送して、受付の日時も年代別に分けるというような形で取り組んでまいりました。苦情の電話があったということで、大変申し訳ないのですが、それでもほかと比べれば大きな混乱はなかったのではないかなと考えているところでございます。

これまでの経験を踏まえまして、受付のタイミングを年齢順に分けることで、コー

ルセンターや、またデータベースサーバーの負荷を減らして対応できるものと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 今の答弁の中で、特にデータベースサーバーの件なんですけれども、十分対応できるということで、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

テレビなどでよく副反応のことがニュースになっておりますけれども、これまでの国見町におけるアナフィラキシー症状の有無をお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

昨日までの接種におきましては、アナフィラキシーの報告はございません。副反応は人それぞれございますけれども、アナフィラキシーの発生はございません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 今まで発生していないということですが、万が一発生した場合、どういう対応になりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ワクチンの接種後、アナフィラキシーが発生したらどうなるかというご質問でございますが、ワクチンの接種後は経過観察のため最低 15 分は会場内に待機していただくこととなります。接種した方には、何時まで会場にいてくださいねという紙を現場でお渡ししております。もし接種後にアナフィラキシーのような息苦しさなどの呼吸器系の症状が見られた場合につきましては、応急処置としてアドレナリンの注射を行います。そのための薬剤は会場に準備しております。また、酸素吸入器も準備しております。救急搬送までの応急措置に備えているということでございます。

また、救急搬送に備えるために、集団接種の実施前には伊達地方消防組合の救急隊とも会場の中で綿密な打合せをさせていただいております。そして、さらに万が一発生した場合についても、公立藤田総合病院に相談して、公立藤田総合病院にすぐ搬送しますということを交渉いたしまして、患者さんの受入れについても事前に了解を得ております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 今のそういった万全な対策を取られるよう、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

様々なメディア等でも既に報道されておりますが、接種後の発熱、運動、入浴、薬などに対する注意点をもっと詳しく町民の皆さんに周知すべきと思いますが、どうで

しょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

接種後の注意の点につきましては、広報くにも6月号、それから私どものお知らせの5月18日と6月15日のお知らせ版でも周知をさせていただいております。

また、ワクチン接種会場で配っておる、何時までいてくださいというお知らせがあるんですけども、この後ろに、副反応が発生したときに電話するコールセンターの番号とか、あと接種後の注意点を書いておりますので、待っている15分の間にご覧になっていただいて、ご心配を取り除いていただければいいかなと思っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ぜひとも継続して周知をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

大規模接種会場や職域接種のように、モデルナワクチンの使用を希望する市町村に拡大するとのことですが、町としてどうする考えかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

町では現在ファイザー製のワクチンでの接種を実施しております。ワクチン接種の基本的なルールといたしまして、同じワクチンを一定の間隔を空けて2回接種していただきますが、もしこれを途中で切り替えるとなりますと、国見町で言えば、ファイザー製のワクチンを1回終わらせてから、新規の方にはモデルナに切り替えていくというようなこととなります。もしそうすると、切替えの時間が必要となります。あと、同一会場で2つのワクチンを併用しますと間違っただけで接種をする危険がありますので、これは避けたいと考えております。

したがって、時間の面、安全性の面を考慮すれば、町としては、引き続きファイザー製ワクチンでの接種が望ましいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今の課長の説明だと、ワクチンの混在による誤接種のリスク回避ということで分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

これまで接種を予定していたキャンセルした方はどのぐらいいて、対応はどのようにしているのか、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

当日、会場に来なかった方、昨日までに実は6件程度確認しております。うっかり忘れてしまった方とか、あと前の日に急遽入院してしまったとか、いろいろ事情はあ

るようです。現状では、予約時間になっても現れない場合、事前に名簿化しております町内の居宅介護サービスの従事者、いわゆるホームヘルパーさん呼び出すことと
しています。そして、もしホームヘルパーさんで対応できない場合は、町の保健師な
どの専門職を呼び出すこととしています。

ただ、町の保健師も事業とかで外出していて接種できない場合は、会場にいるワク
チン接種チームの中から接種をするという3段階構えで対応しております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） そのような3段階構えでの対応ということですか。

ところで、自治体の首長らがキャンセルされたワクチンをちゃっかり接種して批判
を浴びていたニュースがまだ記憶に新しいのでありますけれども、我が町ではそのよ
うなことはありませんね。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

町の集団接種はあくまで予約順に接種を進めておりますので、誓ってそのような取
扱いはしておりませんので、ご報告申し上げます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 分かりました。

ただこれ、私が思うことなんですが、私はむしろ医療従事者と同様に、町長は接種
すべきと思っております。それはなぜかというと、町長ともなれば来客も多いし、外
に出て多数のいろんな方と会う機会も多い。そういった中で、感染するリスク回避を
考えれば、私としては、1番ぐらいにやってもいいんじゃないかと個人的には思っ
ております。

それでは、次の質問に移ります。

最近、コロナウイルスワクチン接種に関しまして、予約代行詐欺などの犯罪が散見
されますが、町としての対応があればお示してください。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

国見町のワクチン接種事業にあたりましては、福島北警察署桑折分庁舎とも情報交
換を行っております。現在のところ、北署管内ではそのような事案は確認されていな
いとのことですが、町では引き続きそのような犯罪の未然防止に取り組んで
いきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 次の質問に移ります。

このワクチン接種については、医師、看護師、事務方とチームで対応しているよう
であります。今後、接種が本格的になったときにマンパワーの確保は十分対応でき

るのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

本日も1時半より接種しておりますが、接種会場では医師が2名、看護師が3名、薬剤師1名の医療スタッフのほか、役場からは事務、案内、誘導のスタッフとして計12名を投入いたしまして会場の運営を実施しております。

日曜日の場合は通常よりも接種数が増えますので、職員をローテーションいたしながら、私も含めまして最大15名体制でマンパワーを増やし、対応しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ただいまの答弁にありました医療スタッフなんですけれども、その中に歯科医師を入れることは考えてはおられないですか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

国見町の接種会場の医療スタッフには歯科医師は含まれておりません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 安全第一に、無理のない体制で取り組んでいただきたいと思います。次の質問に移ります。

これまでの接種の反省点を踏まえて、今後どのように接種事業を展開していく考えか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

町としては今のところ大きな混乱はなく、問題なくここまで進めてこられたものと考えているところでございます。引き続き公立藤田総合病院、それから共同実施をしております桑折町をはじめ関係機関と緊密な協働の下、接種事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ただいまの答弁で、大きな問題はないということですが、最近政府閣僚が様々な個人的意見を言っているわけでございますけれども、町として、その対応についてどのように考えているか伺います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

正式な通知が来る前に行われます政府の方々の様々な発信や報道等については、逐次承知をしているところでございます。現場をお預かりする者としていたしましては、いろいろ思うことはあるんですが、閣僚の方々の個別の発言についての回答は差し控え

たいと存じます。これまでワクチン接種を順調に進めるため、様々な外的要因いろいろありましたが、先ほども答弁させていただきましたが、ここまで進めることができましたのは、医療関係者の皆様の本当に献身的なご支援と、何より町民の皆様のご理解とご協力のたまものでありますので、これからも何があるかまだ分かりませんが、泥くさいやり方なんです、一步一步地道に数を増やして進めていくやり方を続けていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 今後、ワクチン接種事業が完了するまでよろしく願いいたします。

それでは、新型コロナワクチン接種の最後の質問になりますが、麻疹や風疹は免疫が数十年続きますけれども、新型コロナウイルスの免疫は数か月で減弱するという報告もあることから、長期的に追加措置を想定した対策も必要になってくると思いますが、町としての考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの有効期間についてでございますが、実は、各メーカーのワクチンがつくられて間もないものですから、残念ながらまだ十分なエビデンスがあるとは言えない状況でございます。今後、新たな治験に伴う対策の変更につきましては、国が方針を定める場合は県と連携を密にしながら、必要な対応を取ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 例えば今後もし追加接種があるとしたら、どのような法的根拠で手続が進められるか、お聞きします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

まず、今回の新型コロナウイルスワクチンの接種についての法的な位置づけでございますが、今回のワクチン接種は、疾病の蔓延防止の観点から、市町村固有の事務であります通常の予防接種とは違うスキームで実施をされております。予防接種法上では厚生労働大臣の指示による臨時接種というものに位置づけられておまして、町では法定受託事務の一つとして国の責任で、財源も全額国費で進められているものでございます。

もし今後追加接種ということが行われる場合ですが、臨時接種が必要と判断されれば、先ほどと同じく厚生労働大臣の指示の変更が必要となりますので、まずは国において、厚生労働省の中の審議会や予防接種ワクチン分科会などでの検討を行うということが予想されます。

町といたしましては、国での議論の行方について注視しながら、引き続き必要な対策を取ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 分かりました。

私は、国見町のワクチン接種について、自治体単独ではなくてお隣の桑折町との共同実施ということなので、そのことで生まれるお互いを補完できるというようなメリットを最大限に利用した接種体制を今後さらに講じていくことが重要であると思っております。

次に、来月 7 月 10 日にオープンいたします阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園、愛称、あつかし千年公園について質問いたします。

当公園について以前から、議会側から、トイレの数について不足ではないかという指摘があったのですが、最終的にトイレの数は何個になったのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園、あつかし千年公園に設置しましたトイレの個数は、男子用が大小合わせて 3 基、女子用が 2 基、そのほか多目的トイレが 1 基です。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） もし来場者が大型バスを連ねて大勢来た場合、トイレの数がどうしても足りなくなると予測されるのですが、対策がもしあればお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

イベント等で多くの来客が見込める場合、仮設トイレの設置も含めて検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） ぜひとも準備を怠らないで下さい。

次の質問に移ります。

公園東側の駐車場から防塁、蓮池まで徒歩移動となるようですけれども、そうすると一般道路を歩かなければならなくなって大変危険だと思うんです。当初、遊歩道を想定した部分の土地について将来取得する予定があるか、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えします。

当初、遊歩道を想定した部分につきましては、町が取得を目指しまして協力を依頼してまいりました。しかし、地権者の了解を得ることができずに今日に至っております。仮に協力が得られるような状況であれば、公園利用の利便性も高まりますから、地元の皆様のご協力も得ながら対応していきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ぜひとも粘り強いご努力をお願いいたしたいと思います。

次の質問に移ります。

当公園の目玉でもある中尊寺蓮池でありますけれども、蓮池には安定した水量が必要と思いますが、その水はどこから引水する考えかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 道路水路を所管する見地からお答えいたします。

蓮池の主たる取水先といたしましては、農業用水路の通称、孝徳水路と補完的に公園敷地内の地下水をくみ上げ、利用していると認識しているところでございます。

以上、答弁させていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 孝徳水路ですけれども、牛沢川から孝徳水路を経て蓮池まで引水するつもりであれば、孝徳水路の現在の状況を把握しているのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

現状と水路の経路につきましては、目視できる範囲内でおおむね把握しているところでございます。しかしながら、孝徳水路全線にわたる細部までの劣化等々の変状まで逐次把握しているかとの問いでございましたら、全ての箇所把握は困難であると認識しているところでございます。

そのようなことから、水路利用者でございます地元の方々の協力が肝要であると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 目視できる範囲内においてはおおむね把握しているということでありまして、牛沢川からの取水口はもちろんのこと、途中の水路に至っては現在、地元町内会で管理しているところでありますけれども、水路の泥上げなど、住民の人力では何ともならない箇所が数多くあるんです。一度、町において現状を調査する必要があると考えますけれども、どうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

総論的観点から申し上げさせていただきます。

法定外公共物のいわゆる赤道と呼ばれる里道、青道と呼ばれる水路につきましては、その多くは古くから耕作道や農業用水路として地域の方々により造られ、公共の用に供されてきたものでございまして、その公共物から利益を得ている受益者の方々に地元の共同活動支援のための多面的機能支払交付金など活用していただいて、通常の維持管理の協力をお願いしているところでございまして、孝徳水路につきましても、その一つであると認識しているところでございます。

しかしながら、通常の維持管理におきまして、人力での堆積土砂の撤去が困難な場

合、また危険を伴う作業などにつきましては、現状調査を実施しまして、適宜、町において対応しているところでございます。

加えて、町におきましては、ハード面の道路水路などの修繕につきましては、各町内会からの要望に基づきまして現場を調査の上、実施しているところでございます。

いずれにしましても、古くから農業用水として重要な役割を持つ孝徳水路も同様に対応しているところでございますが、町の観光資源の一つでございますあつかし千年公園、蓮池の主要水源であることを踏まえまして、これまで以上に、その現状につきましましては十分注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ぜひとも地元町内会の苦労も考えていただき、善処されますようよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

実は、私のうちもこの公園の近くにありますが、車のナビゲーションシステムを利用する方がこの周辺で迷うケースが多いために、グーグルなどナビゲーション運営会社にピンポイントに公園の場所を特定できるように対策を取るべきではないかと考えるんですが、どうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えします。

一般的に新しい施設ができた場合に、グーグルナビやナビゲーションの運営会社では各社独自に位置情報や店舗情報、または利用者からの投稿などから情報を入手し、それぞれ地区、地図データの更新を行っており、その更新は数か月程度の期間が必要とされています。地図データが更新された場合、スマートフォン等のナビゲーションアプリでは直ちに反映されますが、車載型のナビゲーションシステムなどではソフト更新の作業が必要です。そのため、議員ご指摘のとおり、利用者の利便性を図るため、地図データなどを製作している企業に対して情報提供をしていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ぜひともこの公園に来るドライバーのためにも、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、私は議員の役割の一つとして、地域のご意見、ご要望を町政に反映させていくことが責務であると考えております。この阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園整備事業を見ても、様々な問題、課題が複雑に絡まっており、水路一つを取っても、町側とすれば、町内に数多くある農業用水路の一つという認識でありましょうが、地元にとってみれば、先人たちが血のにじむような苦勞をして築いて、水を確保してきた経緯があつて、現代の我々の生活の礎となっております。このことをよく理解していただき、一朝一夕には進まないかもしれませんが、一つ一つ問題点をクリアしていったら、後世にツケを残さないような取組をお願いするところであります。

以上で、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、12番浅野富男君。

浅野富男君。

（12番浅野富男君 登壇）

12番（浅野富男君） 令和3年第4回定例会にあたりましての一般質問を始めたいと思います。

認定こども園についてであります。

認定こども園は、主に子どもの数に対して保育所、幼稚園が不足することから、その対応策として取られた措置であるものと私は思っております。したがって、この施策は、都市部における子どもの養育が当てはまる対策でもあると思っております。

しかし、現在は少子化が問題とされる時代となり、どこの自治体でも子育て環境の整備に力を入れる必要が生じております。当選して間もない引地町政は、早速給食費保護者負担分の無料化に踏み切りました。このことについては評価するものでありますけれども、もう一つの子ども支援策として、保育所、幼稚園については、認定こども園への移行を考えているとのことでもあります。

これによりまして、数点についてお尋ねしてまいりたいと思います。

まず初めに、認定こども園とはそもそもどのような運営形態のことをいうのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

認定こども園とは、都市部の待機児童解消のほか、少子化による集団生活や異年齢の交流など、子どもの適切な育ちの環境の確保、就労形態や社会環境の変化による多様な保育ニーズへの対処と、就学前児童の安定的な保育サービスを提供することができる、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った施設です。

認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの種類があり、その中で今求められているのは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として機能を果たすタイプの幼保連携型認定こども園です。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） この認定こども園については、親の就労にかかわらず子どもを預けることができると。それから、一体化によりまして、子どもの育ちの場の確保、今、答弁の中にもありましたけれども、効率化、そういったことの良さ、それから地域の子育ての支援が充実するというメリットがあるわけであります。総じて地域のニーズに応える施策だということになっておりますけれども、この認定こども園については、福島県の基準に基づいた形で設置されるということになっております。

これによりまして、国の設置基準よりは県の設置基準は緩めになっているということで私は認識しておりますけれども、この認定こども園は、現行の保育施設基準と比べて、今心配しておりますけれども、緩和されることはないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

認定こども園、保育所の設置基準につきましては、それぞれ県の条例で定めることになっており、設備の基準、職員の配置基準、配置数、保育時間及び開園時間、保育の内容等が県の条例に定めてあります。設備や職員の配置数等はどちらもほぼ同じであり、緩和されてはおりません。入所基準につきましては、保育所は保育に欠ける乳児・幼児が対象で、認定こども園は、3歳以上の子どもの場合は、保育に欠ける子ども欠けない子も受け入れて、教育・保育を一体的に行うこととなります。

国見町では、平成24年に小学校を統合、平成25年に保育所、幼稚園を統合し、0歳から2歳までを藤田保育所、3歳から5歳までをくにみ幼稚園として連携を図りながら、早期の就学前教育の充実を図ってきました。認定こども園に移行しましても、利用する保護者の皆様にとって、今の体制と大きくは変わることはないと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 後退することのないような施設ということで考えてよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） はい。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） この県の基準、本町では場所とか建物とか全て整っておりますので、ここに当てはまるということはないと思うのですが、認可基準には厚生労働省、それから文部科学省で決めたものに準じた形で、県はそれを標準としているということになっているかと思えます。

その中で言われているのが、心配なのは、保育所については調理室が必要ないと。それから、幼稚園については、運動場は、これ必須なんですけれども、認定こども園になるとこれも緩い形で、基本的には必要なくても大丈夫だということ、なくても大丈夫というのが結構出てくるということもありまして、今確かめるという意味でお聞きしたところであります。

それで、多分これも変わらないと思うんですけれども、保育所、幼稚園、それぞれ職員の配置基準が設けられております。これについても、現状と比して、現状を維持するのかどうか、そして実際はどうなっているのか、お聞きしたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

保育所の職員配置基準は、0歳児3人に対して保育士1人、1、2歳児6人に対して1人となっております。現在、藤田保育所の対象は2歳児までとなっておりますが、保育所の基準といたしましては、3歳児20人につき1人、4、5歳児30人につき1人となっております。認定こども園につきましても、同じ職員配置基準となっております。

ります。

幼稚園につきましては、学級編制が原則となりまして、1学級35人以下で、学級ごとに少なくとも専任の教諭等を1人置かなければならないとなっております。認定こども園の場合は、福島県の場合は1学級30人以下で、各学級ごとに保育教諭を1人以上置かなければならないとなっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 県の場合、35人から30人ということで、人数を減らした中で1人ということで、そのあたりは大分進んでいるのかなと思っているところでありましてけれども、そうしますと今、課長が答弁された内容というのは、国基準がそのまま生かされるということで、この点についても、本町で認定こども園にする場合には変更がないということでよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 現行のような形でやりたいと考えております。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、認定こども園に移るにあたりまして、もう少し聞いておきたいことがあります。

認定こども園の場合は、利用するために生ずる費用など、保護者との契約の内容が、設置者と直接契約ができるということになっております。設置者が町ということになればほとんど変わりはないのかなと感じるところでありますけれども、このあたりでは今までどおりの、町が中に入ってという形で町が調整、契約していくという考え方でよろしいんですか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

利用するための保育料などの費用などについてでございますが、今回想定しております認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ公立の幼保連携型の認定こども園です。現在も保育所においては0歳から受け入れていますので、対象となる年齢は0歳から就学前までの子どもとなります。0歳から2歳までは、国が定める利用者負担の上限額の基準内で市町村が定めることとなっておりますが、現時点では現行水準を上回ることはないと考えております。3歳以上につきましては、利用負担が現在無償化されておりますので、利用者負担は大きく変わることはないと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 後退しないようにしていただきたいというのが趣旨で質問をしておりますけれども、5番目については、保育所の場合、これは事業費になりますけれども、総事業費だけで見ますと国庫負担分が非常に少ないという形で予算書なりには出ております。この国庫負担分の算定については、保育所、幼稚園、それぞれどのよ

うな形で予算措置がされているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

公立の保育所、幼稚園は、地方交付税を財源としております。公立の認定こども園の場合も、保育所、幼稚園と同じく地方交付税となります。地方交付税の算定にあたりましては、地方負担の全額を基準財政需要額に算入し、保育所、幼稚園の子どもの数などに基づき、それぞれの負担の実態に応じて算定するようになります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、今年の場合なんですけれども、幼稚園に投入されているお金は、地域の子ども・子育て支援交付金という形で入っているかと思えます。このほかに地方交付税で来ているということの理解でよろしいんですか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 予算書に入っている部分に対しましては、議員おっしゃったとおりその事業費と、あと給食の検査費用等の金額が入っておりますが、そのほかは地方交付税になります。

保育所の部分は、保育料の保護者の利用負担分は別になります。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） この地域の子ども・子育て支援交付金、全部で1636万円という数字が事業計画の中に載っているんですけれども、この中で、保育所運営費として158万円、これだけが投入されているということなんですけれども、このあたりの調整といいますか、これは町独自で、どこにどういうふうに入れるかということは決めることになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 議員が今おっしゃった金額につきましては、子育て支援関係の全部なので、つながる～むの運営費等も含まれた金額になっております。今回、実際に保育所等の運営費につきましては、子育て支援事業、保育所でやっております一時預かり、あとは子育てのサークル関係の事業費等になるので、その部分が316万円かと思えます。それ以外は、別に振り分けられるようになります。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 質問がきちんと伝わらないようだったので、もう一度お願いしたいと思えます。

保育所の運営事業費として、さっきも言いましたけれども、地域の子ども・子育て支援交付金の中から150万円というのが国庫負担金という形で載っております。ですので、全部では確かに1636万円来ているんだと思うんですけれども、この保育所に150万円という金額を入れる根拠といいますか、そのあたりの計算の基礎、どういうふうになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

すみません、150万円、国庫分ということです。国・県3分の1ずつということなので、その分は計算、決まった金額のと通りの、定額の金額という形になります。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 3分の1ずつということで分かりました。

それで、6番目になりますけれども、ここでも保育所が不足しているという認識なのかどうか分からないんですけれども、先ほどの配置基準と重なる部分があるかと思えますけれども、会計年度任用職員が現在も何人かずつで運営されているかと思うんですけれども、このあたりで、やはり、正規職員だけで運営する、賄うということではなくて、これからも会計年度任用職員にある程度ついてもらわないと運営ができないという状況なのか、町としてはどうなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

現在、保育所の正規職員が7名、あと幼稚園が9名おります。ただ、それだけでは、シフトの中で保育所も12時間、幼稚園は認定こども園になれば最低11時間開園ということで、あと地域の実情に応じて開園時間決めることになりますので、職員1人の勤務時間と、あと子どもの人数に応じて必要な保育士の数は決まってくるので、現在の正規職員だけでは対応できないので、引き続き今のような形でやっていくようになるかと思えます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 今年、引地町長は町職員の数を増やすということで令和3年度スタートしておりますけれども、正規職員と会計年度任用職員をどういった割合といたしますか、これを必ず会計年度任用職員を臨時職の形でずっと続けなければならないと考えておるのか、そのあたりまでを含めまして、町が目指す幼児の保育・教育の在り方、お答えいただければと思っております。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

国見町では少子化の進行に伴い、保育と就学前の幼児教育について、0歳から2歳までを保育所で、3歳から就学前の3年間を幼稚園で実施してきました。今後ますます少子化は進行すると想定をされてございます。ただ、子どもの成長の過程に必要な集団生活あるいは異年齢の子どもとの交流など、これらが子どもの数が少なくなることで困難となることから、幼保一体での保育、幼児教育が課題になるというところが出発点でございます。

今現在、保幼小中一貫教育を目指してございます国見学園コミュニティスクール、こちらでは、各学校の目標に「自ら学んで、学び続ける能力」を身につけることを目標としてございます。この学び続けるという能力については、一朝一夕に身につくものではないでございます。経験をしてきたこと、言われてきたこと、それらがその人の血

となり肉となり、まさにその人の土台をつくっていくということになります。

この土台のことを非認知能力と言います。IQとか学力試験でははかることのできない能力と言われ、例えば自己肯定感、あるいはやる気、諦めない気持ち、計画的に実行する、対話、協調性、創造性などが該当すると言われていています。これらの非認知能力が高いほど、大人になってからの雇用の形態であったりとか所得、学歴、仕事ぶりに有意な差が生まれることが研究から分かっています。

この学び続ける能力を持った子どもは、自ら見つけた課題を解決しても、さらに新たな課題を見つけて学び続けるようになると。まさに国見学園が目指す子どもたちの姿、「学び続ける能力」を実現するために、就学前の保育、幼児教育が重要になってきていると考えてございます。

現在でも、保育所から幼稚園、あるいは幼稚園から小学校、小学校から中学校、この接続の部分については大変苦勞をしているというところがございます。幸い国見町においては、保幼小中の一貫教育ということ、その接続がうまくいっているとは考えてございますが、今後それをさらに進めていくというところにおいては、この幼保認定型の認定こども園が大切になってくると考えているところでございます。人として目に見えない土台を形成できる、そんな教育を子どもたちに受けてもらえるよう取り組みたいと考えているところでございます。

また、先ほどご質問の中でありました正規職員と会計年度任用職員の部分でございますが、正規職員だけでは、これは賄うことができないと、先ほどの課長の答弁のとおりでございます。とすれば、会計年度任用職員も活用をしながら、子どもたちのためにやっていくというのが基本的な姿になるかなと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） もう少し会計年度任用職員を入れておかないと運営ができない、正規職員にするということは無理なことなのかどうか、そのあたり、どういうふうに判断されての会計年度任用職員の登用ということになるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

先ほど課長からの答弁がありましてとおり、現行の保育所という12時間、認定こども園となっても11時間、さらには地域の実情に応じてということになりますと、基本的には12時間程度になるだろうと考えてございます。

そうしますと、今の正規職員の数でシフトを組むということになりますと、朝の出番の部分と夜遅くなる部分と出てきますので、そこを正規職員だけで賄うのは難しいというところ、かえってそこに正規職員をプラスするというところになると、その部分については逆に日中の部分に余力が出てしまうということになりますので、適正な運営を適正な人数でやっていくというところは必要だろうと思っております。

コアとなる時間のほか、朝の早出だったり夜の居残りだったりというところについては、基本的には会計年度任用職員にお手伝いをいただきながら、正規職員が入らな

いということではないんですが、そんな形で進めるのがバランスとしてはいいかなと
考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 会計年度任用職員の方々が会計年度任用職員のままにいたいとい
うことであればまた別なんですけれども、会計年度任用職員ということになれば、正
規職員よりは若干の差があるのかなと思っています。そのあたり、やはり公共機関と
して、それほど差をつけるということは基本的にはないほうがいいのかなと私は考え
ているところなんですけれども、そういう形で、正規職員で働きたいんだけど、
会計年度任用職員で我慢すると言ったら変ですけども、最初から会計年度任用職員
ということで登用するんだと思いますので、そういうことからすれば、こちらで保育
士が働く場所をそういう条件面で狭めていることにはなるのではないかと思いますの
で、そのあたりも含めてもう一度お答えいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

3月の定例会のときに定数の改正をいたしましたのは、これからの行政の経営の中
で必要な部分についてはしっかりとマンパワーを得なければならないと。ただし、そ
うは言っても、全体としては適正な規模を維持していくんだということが多分に主
眼だったと私も認識してございます。

そのことから考えていくと、認定型の幼保連携型認定こども園につきましても、子
どもたちの成長のために必要な部分については、これはきちんとマンパワーを配置す
るということにはなりますが、それを超えて会計年度任用職員を正規職員に雇用する
というようなところは、まずは効果とコストの部分を考えていくと少し違うのかなと
いう気がしてございます。あくまでも子どもたちは真ん中に置いて、子どもたちの成
長に必要な部分については正規職員で担保をします。そこを会計年度任用職員でフォ
ローしていただくということがバランスとしてはいいのかなと考えているところでご
ざいます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 当初も言いましたように、保育の質が下がるということが心配さ
れましたのでこの質問になりましたけれども、そのあたりについては今の現状維持を
きちんと守るというようなことで安心はしましたけれども、この職員の部分について
はまだ納得できない部分がありますけれども、この次の質問に入りたいと思ってお
ります。

凍霜被害についてであります。

本町の霜の被害も甚大なものとなっております。霜の被害は、収穫がゼロでも、次
年度に向けた管理が必要であります。出荷するものがない中で、次年度に向けた投資
ということになるために、その負担は大きいものになるものと思っております。僅か

でも補助制度があればお知らせして、利用促進が必要だと思いますけれども、現状はどうなっているか。先ほどの11番議員にもある程度お答えがありましたけれども、再度お願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

先ほど松浦議員のご質問にも町長がお答えしましたとおり、合計6件の補助事業について、今定例会に補正予算を提出してございます。

なお、利用促進でございますが、議会前で大変申し訳なかったんですが、6月21日にJAふくしま未来で3回、昨日、6月22日、伊達果実農業協同組合で1回、合計4回の説明会を開催し、約150名ほどの生産者の方にお集まりいただき、県の補助事業を含めて、今回の凍霜害の支援事業についてご説明をさせていただいたところです。

また、補正予算のご議決をいただいた後にはできるだけ速やかに、町の補助事業の制度内容について、生産者の皆様に周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 6月補正予算が、明後日、議会にかかると思うんですけれども、これについては評価を当然するところであります。そうした中ではありますけれども、この霜の被害、自然災害と言えば自然災害なんですけれども、農業と言いますのは、食料の生産は基幹産業であるということで、皆さん一生懸命作業にあたっているとっております。

ほかの自然災害ではある程度さまざまな支援策、法律なんかも整っているわけでありまして、この霜被害については、予算の中に若干はあるようではありますけれども、基本的に大きな枠でこれに対する補償と言いますか、対応するような施策が、国全体も含めてないのではないかとということもありますので、町としてもやっぱりいろいろ考えて、このあたりに対応するような制度ができる形でやっていく必要があるのではないかと思いますけれども、そのあたりでの町の現在の考え方、お願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

安心して農業を継がせることができる支援制度としましては、収入保険制度がございまして。国では農業者へのセーフティネット対策としまして、自然災害、価格低下、病気、けがなどでの入院など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクに備えるため、新たに収入保険制度が創設され、現在3年目を迎えてございます。

保険制度の内容としましては、台風による冠水被害、せん孔細菌病、さらには今回の凍霜害による収量減などで収入自体が減少した場合に、基準収入の最大89%までの収入が確保される保険制度でございます。今回の6月補正予算には、収入保険加入されている皆様の保険料補助の増額、さらには収入保険制度への加入要件となります

青色申告支援補助を計上させていただき、収入保険への加入促進を進めてまいりたいと考えてございます。

また、新規就農者の確保と若手農業者の育成は、町としても従前からの大きな課題でした。ここ数年、くにみ農業ビジネス訓練所を含め、若い新規就農者が増加傾向にあるなど、プラスの要素もありますので、ピンチと捉えるのではなく、今がチャンスと捉え、若い農家への支援策を今まで以上に拡充させ、新規就農を入口とした国見型の移住・定住対策につなげてまいりたいと考えてございます。

具体的には、新規就農者の支援体制として、関係機関で新規就農者支援協議会、仮称になりますが、こちらを立ち上げまして、新規就農時に課題となります資金、農地、農機具、そして住む場所、さらには地域コミュニティーなどをワンストップで網羅的に相談できる体制を構築することで新規就農者の不安を少しでも払拭し、農業に専念できる環境の構築を進めていきます。

また、くにみ農業ビジネス訓練所の長期研修生についてはOB会を立ち上げて、長期研修生の縦と横のつながりも強固なものにしてまいりたいと考えてございます。

最後になりますが、国見町の基幹産業である農業が元気でなければ、国見町の維持発展は成し得ません。先人たちが残した農地と産地を現役世代の農業従事者がしっかりと維持しつつ、次の世代である若手農家に未来へ希望が持てるような形で引き継げるように、町としても農業振興策を強力に推し進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 現時点で現実的なものとしての補償は、収入保険ということになるかと思えます。町が保険者ではないですから、大変なんだろうとは思いますが、先ほど答弁の中にもありましたけれども、農業申告が青色申告でなければ加入そのものができないシステムになっているんですけれども、このあたりの矛盾といいますか、保険者が考えることなんだろうと思えますが、このあたり、今後解決されるような見通しはあるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 収入保険の加入要件につきましては、青色申告が必須になります。収入保険制度自体が国で構築している制度になりますので、なかなか国見町の生産者だけ青色申告ではなくても加入できるかなどの対応は現段階では難しいと考えてございます。

しかしながら、今回の凍霜害被害によって収入保険制度の必要性、重要性がある程度、全国に広く周知されたものと認識してございます。その中で、やはり青色申告が加入要件では少しハードルが高いのではないかとのお話は生産者からも聞いておりますので、国・県に制度設計の入り口をもう少し緩和してほしいとの要望はお伝えしてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 専業農家、そして兼業農家、両方で農業は今、成り立っている状況であります。こうした方々によって、農村風景、自然環境が守られるというような、地域のコミュニティーもつくられていくこともありますので、ぜひこうしたところでの、自信をなくすような形でのものではなくて、自信を持って後継ぎをさせる形に持っていける施策を展開していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

午後3時40分より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

6月25日、最終日でありますけれども、午前9時より議員運営委員会を、午前9時15分より全員協議会をそれぞれ委員会室で開催いたしますので、ご参集願います。午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後3時30分）

第 3 日

令和3年第4回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年6月25日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 3号 繰越明許費の報告について
- 第 2 報告第 4号 事故繰越しの報告について
- 第 3 報告第 5号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 4 報告第 6号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第43号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第44号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第45号 国見町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第46号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第47号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第48号 国見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第49号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第50号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第51号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第52号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第53号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第54号 町道路線の認定及び変更について
- 第19 議案第55号 令和3年度国見町一般会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第56号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第57号 令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第22 委員長報告
 - 陳情第15号 コロナ禍を克服し、国民のいのちと健康を守るための陳情書
 - 陳情第16号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
- （追加日程）
- 第23 発議第 4号 コロナ禍を克服し、国民のいのちと健康を守るための意見書

- 第 2 4 発議第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第 2 5 議員の派遣について
- 第 2 6 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	羽根洋一君	幼 児 教 育 課 長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農 業 委 員 会 会 長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第3号 繰越明許費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第3号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第3号、繰越明許費の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第4号 事故繰越しの報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第4号「事故繰越しの報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第4号、繰越明許費の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第5号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第5号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 報告第5号、町が出資している法人の経営状況について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第6号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第4、報告第6号「町が出資している法人の経営状況について

て」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 報告第6号、町が出資している法人の経営状況についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇

◇

◇

◇承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第5、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 承認第3号、国見町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき、承認を求めることについてご説明をさせていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 税務課長にお尋ねしたいと思います。

この第1条ということで、第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」ということで付け加えたとなっておりますけれども、この扶養親族について、改正前については全然標記されていないんですけれども、改めてここに扶養親族を丁寧に書くということはどういうことなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

扶養親族について、非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しという部分がありまして、令和2年度改正の内容として、国外居住親族に係る扶養控除の見直しがありました。経緯の部分で、年齢16歳以上の扶養親族等を有する場合、1人につき33万円を総所得金額から控除しているのですが、扶養親族の要件の一つである合計所得金額要件について、国外に居住する親族については、所得税と同様に、非居住者に係る課税所得の範囲から国外源泉所得が除外されていることを踏まえ、国外源泉所得を含めず国内源泉所得のみで判定していたという部分について、改めて取扱いについて見直して、今回その文面を入れたということでの改正となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、確認の意味になりますけれども、申告書の時点で、申告書になりますと、この扶養親族は一定の収入以下については扶養親族になるとい

うことになるんですけども、そのあたりについてのいわゆる町民税の非課税の部分は変わらないということの理解でよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（吉田義勝君） その部分については、今回、文言の整理あるいは国外居住親族に係る扶養控除の見直しということで整理したものですから、扶養控除そのものについての判定については従前のままで、今回の部分については、国外居住親族の取扱いについて明確にされたということでの改正であります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、承認第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第6、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、承認第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇議案第43号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第43号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部

を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第43号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第44号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第44号「国見町税特別措置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 議案第44号、国見町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第45号 国見町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第45号「国見町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第45号、国見町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第46号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第46号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 議案第46号、東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第４６号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第４７号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第１１、議案第４７号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(阿部正一君) 議案第４７号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第４７号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第４８号 国見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第１２、議案第４８号「国見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(阿部正一君) 議案第４８号、国見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第48号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第49号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第13、議案第49号「国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(武田正裕君) 議案第49号、国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第49号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第50号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第14、議案第50号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長(安藤充輝君) 議案第50号、国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 今回、条例が改正になりまして、それぞれの保険料、全てこの昨年と比べて上がっているという状況になっております。下げるために基金から300万円ほど投入しているということまでは分かりましたけれども、このことについて、一般会計から繰り入れるということについてはどのような考え方なんでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

国民健康保険特別会計は、この会計の中で独立して運営しているものでございます。減税の財源としては基金を持っております。将来的にもこの基金の範囲でできるものについて進めていくものであって、今のところ一般会計からの特段の制度以外の繰入れについては困難であると考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） この保険税を下げるために、一般会計からの繰入れは考えられないということなんでしょうけれども、これについてはいろんな規定がどこかにあって、それができないということなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

何らかの規定でこの繰り出しができないということが決まっているわけではございません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） できないことはないということの理解をしたいと思っておりますけれども、最初の答弁のとおり、いろいろと一般会計から入れて保険税を下げるということは、かなり無理があるという答弁かなと思っております。

それから、もう一点なんですけれども、保険の運営が町から県になりまして、それで納付金が割り当てられて、町民から徴収して納付するという形になりましたけれども、この納付金の算定にあたりまして、それぞれの地域によって医療の体制と申しますか、病気になった場合に受けられる環境、そういったものが相当この県内で違うんじゃないかということがありますけれども、このことについては県では何らかの配慮をした上で算定している、それぞれの自治体に割り当てるということはあるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

福島県におきましては、福島県国民健康保険運営方針というものを定めております。直近のものでは令和3年3月に改正されたものでございます。その中におきましては、

納付金の算定につきましては県全体の医療費をまず推計いたしまして、必要となる納付金の総額を算出した上で、各市町村の所得、被保険者数、世帯数また医療費の実績によって案分して、県が決定するということになっております。その中で、県内での配分については、各市町村ごとの配慮がなされていると考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） この条例案でありますけれども、国民健康保険については社会保障制度として、命と健康を守る大事な制度であると思っております。平成30年度までは町が保険者として運営してきましたけれども、国の方針によりまして、その後は運営主体が県に移行されることになりました。それぞれの自治体は医療環境、所得の大きさなど、条件は様々であります。これらを一つにして保険料を算定すれば、当然のこととして金額は高くなるものと考えられます。今年度の算定結果は、これが現実になったものであると思っております。コロナ禍で家計が大変な状況にある中で、保険料または税の負担増になるということは容認できません。

このことを解決するには、国における公費の投入こそが最重要であることを申し上げ、議案第50号に対する反対討論いたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 私は、この議案に賛成の立場で申し上げます。

高齢化が進みまして、医療費は増大が見込まれます。そのために、国・県としても保険料の適正な納税ということを考えていると思います。適正な納税のために、今、国見町としては特別会計の基金、いわゆる国保財調基金があるかと思っております。それに一遍に手をつければ、後は運営が窮屈になるということでございまして、差しあたったの制度を維持するには、今年度のいわゆる増税、金額の上昇はやむを得ないと考えております。

以上です。

議長（東海林一樹君） それでは、これから議案第50号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
◇議案第51号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条
例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第15、議案第51号「新型コロナウイルス感染症の影響に
より収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条
例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 議案第51号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入
が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部
を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
◇議案第52号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する
条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第16、議案第52号「新型コロナウイルス感染症の影響に
より収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する
条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） 議案第52号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が
減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部
を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第52号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第53号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第17、議案第53号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長(村上幸平君) 議案第53号、国見町営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第53号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第54号 町道路線の認定及び変更について

議長(東海林一樹君) 日程第18、議案第54号「町道路線の認定及び変更について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長(村上幸平君) 議案第54号、町道路線の認定及び変更についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第54号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 11時10分まで休議いたします。

(午前10時58分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時10分)

◇ ◇ ◇

◇議案第55号 令和3年度国見町一般会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第19、議案第55号「令和3年度国見町一般会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(阿部正一君) 議案第55号、令和3年度国見町一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8番(佐藤定男君) 補正予算書の12ページ、児童福祉総務費で、子育て世帯への臨時特別給付金500万円が計上されております。この内容についてお聞きします。

議長(東海林一樹君) 福祉課長。

福祉課長(武田正裕君) お答えいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金の内容についてということですが、この給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対しまして、国の制度として給付金を支給するもので、県が行ったひとり親

世帯への給付に続き、町からひとり親世帯以外の方に対し支給するものでございます。

要件としましては、18歳未満の児童を養育する父母等で、令和3年度住民税非課税または収入の急変により非課税相当になった方に対しまして、児童1人当たり5万円を支給するものでございます。児童手当あるいは児童扶養手当を受けている方については申請は不要ということになってございます。

児童100人の給付を想定し、500万円、それから事務費等を計上したもので、全額国庫補助となるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

村上 一君。

7番（村上 一君） 11ページの歳出の自治振興費で、集会所改修補助金となって124万円が計上されているんですけども、集会所と言ってもどの場所をやったのかとともに、民生費の老人福祉費の中で、集会所エアコン設置という補助金出ているんですけども、これも同じ場所に出ているんだか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

自治振興費の負担金補助及び交付金にあります集会所改修補助金でございます。こちらは今回3つの町内会における集会所改修の要望が出てまいりまして、それぞれトイレの改修、屋根の改修、それから内装の改修ということで要望が挙がってきているものでございます。

場所がどこかということでございますので申し上げますと、全て森江野地区でございます。第一、第二、第四、それぞれの集会所でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） 私のほうから、老人福祉費の集会所エアコン設置費補助の内容についてご説明いたします。

この補助基金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用しまして、介護予防事業として行っております通いの場の会場であります地域の集会所等において、昨年度、エアコン設置2か所行いましたが、今年度もまだ設置していない1か所について、設置補助を行いたいというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 11ページの2款総務費、企画費です。委託料として地域プロモーション事業924万円とありますが、その内容について説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

総務費、企画費であります委託料、地域プロモーション事業につきましては、福島

県の地域創生総合支援事業のサポート事業の補助金の中身ということになっています。この事業につきましても、官民連携による産業の再生事業を予定しているところがございます。なお、歳入におきまして4分の3、693万円の収入を見込んでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ページ数は14ページになります。

産業振興課長にお尋ねいたします。

農業振興費ということで、18節の負担金補助及び交付金ということで補助金金額ということになっておりますけれども、その中で、前に説明ありましたとおりに全額で6830万4000円という補助金が出ているんですけれども、金額の算定方法はどやっているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 10番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

予算書14ページ、今回、凍霜害の支援事業として、町で補助金をお願いしているところですが、こちらの補助金の金額の算出した根拠についてのご質問かと思いますが、まず町で、今回の凍霜害被害面積と被害額が幾らだったのかを県に報告をしております。その面積と金額を根拠に、今回の補正予算をお願いしているところがございます。

まず、被害面積の算出につきましては、全ての園地、全ての果樹の木を一本一本確認することは現実的に困難なものですから、JAふくしま未来あるいは伊達農業普及所との相談により、国見町内での被害面積をある程度推計をして算出したものでございます。その結果、被害面積については137.3ヘクタールで県に報告しております。

次に、被害金額につきましては、推定した被害面積に基づきまして、平年の単収・減収量、単価などを用いて算出しており、被害金額は、3億3431万6000円で、面積と合わせて県に報告しております。この面積と金額に基づいて、今回の凍霜害支援事業としての補助金額を算出させていただきました。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 産業振興課長に続けてお尋ねします。

そうしますと、今の説明でいきますと被害の要件としては面で、つまり広さでやっているのか、それとも被害の木なら、木一本一本について調べることは不可能だと思っているんですけれども、あくまでも面積だけの被害の調査ということで判断してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 10番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

被害につきましては、面積という形での計上で報告してございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） では、最後に町長にお尋ねします。

今回の国見町の凍霜被害ということで、産業振興課長から、被害ではモモ、柿、ア
ンズ、サクランボということの説明を受けておりましたけれども、その後リンゴの
被害もあるという報告を私どもも聞いております。

そうすると、この中では今4品目の被害の補助金ということになっておりますけれ
ども、今後リンゴの被害も追加になると思います。その辺について、今後の町の対応
策はどのように考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 10番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

今回の凍霜害での被害につきましては、4品目で県に報告しておりますが、渡辺議
員ご指摘のとおり、リンゴについてどうなんだというところでございますが、伊達農
業普及所、さらにはJAふくしま未来及び伊達果実と協議の上、県に報告した現時点
での被害金額と被害作物にはリンゴが含まれておりません。しかしながら、生産者立
会いの下、町が行いました現地確認によりますと、間違いなくリンゴについても
30%以上の被害を受けている園地が国見町内、特に大木戸地区を中心に発生してい
ることを確認してございます。

現在そのようなことから、リンゴ農家の皆様から、被害面積がどれぐらいあったの
か町に報告をお願いしているところでございます。報告期限を6月30日にしてござ
いますので、そこである程度、国見町内のリンゴ被害面積が判明すると思いますので、
その面積を踏まえまして、リンゴに対する支援についても県にお願いしたいと、働き
かけを行ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 再度の質問になりますけれども、企画調整課長にお願いします。

先ほど、この地域プロモーション事業について官民連携で行うものだという
ことで、具体的な内容、どんな事業なのかということと、4分の3というのは町の持ち
出しが4分の3ということなんでしょうか。

以上、お願いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 11番松浦議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申しました地域プロモーション事業につきましては、官民連携ということ
ですが、主に遊休不動産の活用、空き家等の活用を今のところ検討しているところ
でございます。また、移住・定住を促進するという意味で、空き家等のリノベーションも
検討しているということでございます。

なお、歳入の4分の3につきましては、県の補助が4分の3ということで、町の持ち出しは4分の1となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 12ページ、衛生費で今回、工事請負費3億5000万円計上されていますが、この内容についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

環境衛生費でお願いいたしました工事請負費でございますが、環境省の補助事業であります災害廃棄物処理事業、これは今回の2月の地震における被害を受けた家屋の公費解体事業ということとなります。その除却のための工事費が3億5000万円ということで計上させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 被害を受けた家屋の状況、対象物件は何件ですか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

対象の物件でございますが、まだ数字が動いておりますので、現在のところということでお答えをさせていただきますが、被害の程度としては半壊以上ということとなります。なおかつ、住家と非住家を分けて計上しております。まず、住家が今の段階で31棟が対象となるものでございます。また、非住家につきましては73棟の建物が対象となるということで、現在まだ相談を受け付けているというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 16ページになります。

社会教育費の中で文化財保護費ということで25万5000円、これは松田家住宅国登録有形文化財申請に係る費用だということで載っておりますけれども、これが認められた場合に、これを管理していくための費用といいますか計画といいますか、管理費用についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

文化財保護費における調査委託ということで、お質しのとおり貝田松田家住宅の国登録有形文化財の委託料ということになっております。こちらにつきましては個人の所有ということになりますので、登録につきましては町が調査を行い、文化庁に対して申請を行うということになります。

ただ、所有につきましては個人の資産ということになりますので、個人で維持管理をしていただくということになります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 公的機関としては、補助は全くないということになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えします。

国登録有形文化財の支援につきましてのお質しということになりますが、国見町におきましては、登録有形文化財につきまして被害等があった場合、町の要綱にて規定されておりますとおり、150万円を上限といたしまして修繕等の補助を行うという制度がございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 補正予算16ページ、社会教育費、1目の社会教育総務費で委託料としてイベント業務のための110万円が計上されております。この内容についてお聞きします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

成人式が令和3年の1月においてコロナ禍の影響により実施できなかったということがありまして、代替事業としての成人の集いを催すものとして計上させていただいたものです。

具体的なイベントの内容でありますけれども、思い出の場所巡りといたしまして、母校の国見小学校ですとか県北中学校を回っていただくんですが、その際に、成人の方に集まっていただくために撮影スポットなるものを用意して皆さんで記念撮影をしていただくというものです。当日、写真とか動画に関してはアップする、公開する場所をこちらで仕組みとして設けて、成人の皆様から素材として集めて、特設ホームページサイトで表示していきたいと考えているものです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいまの、今の時点でイベントの実施日は決まっているんですか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

実施日に関しましては、負担のないように新成人の方が集まりやすいようにということもありますので、お盆の1日をと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

教育長。

教育長（菊地弘美君） 追加で答弁させていただきます。

今年の成人式については、先ほどの課長答弁のように中止ということになりました。成人になった方について、どのように国見町でお祝いをしてあげるといいますか、イベントを考えようかなといったときに、実際に来ていただくということで、新たに負担をかけるということについてはちょっと難しいかなというところはございました。でも、彼ら、彼女たちにとって、やはり中学校を卒業してその後会っていないという方もいらっしゃると思いますので、記念となる場所にモニュメントを設置して、そちらで写真撮影あるいは同級生との会話を楽しんでもらおうということを主眼としたものでございます。

ただし、あまり密になって集まってイベントを開催するということは難しいということがありますから、3か所ぐらいに分散したスポットを設けて、それぞれのところでそれぞれの方々に楽しんでもらうということで、逆にこういう企画の場合はそれだけでなかなか集客ということは難しいということもありますので、負担のないようにということで、お盆の期間に1日設定をしたいということで考えていたところでございます。

どうしてもコロナ禍であるということはあるんですけども、今年成人になった方々、同級生と集まってお話をしたり記念撮影をしたりということで、ひととき楽しんでいただければということで企画をしているところでございます。

追加で答弁いたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 17ページ、一番最後の文教施設の災害復旧費に3458万4000円が計上されていますが、内容についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

文教施設災害復旧費、工事請負費といたしまして3458万4000円の中身でありますけれども、観月台文化センターにおける災害復旧事業費といたしまして、観月台文化センターホール内の舞台装置といたしまして1147万4000円です。もう一つ、上野台体育館の外壁改修工事といたしまして、2311万円計上しております。

以上、お答えいたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第56号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第20、議案第56号「令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長(安藤充輝君) 議案第56号、令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

12番(浅野富男君) 本議案につきましては、議案第50号に関する補正予算であることから、同じ理由によりまして反対とするものであります。

以上です。

議長(東海林一樹君) ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第56号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長(東海林一樹君) 起立多数です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第57号 令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第21、議案第57号「令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(武田正裕君) 議案第57号、令和3年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから議案第57号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇委員長報告（陳情第15号、陳情第16号）

議長（東海林一樹君） 日程第22、「委員長報告」を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第15号及び陳情第16号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

なお、この報告に対する質疑は一括して行い、その後、討論、採決については1件ずつ行います。

総務文教常任委員長、八島博正君。

八島博正君。

13番（八島博正君） 去る6月22日、本会議終了後、委員会を開催し、総務文教常任委員会に付託されました陳情第15号及び第16号について審査をいたしました。

なお、当日、総務課長及びほけん課長の出席を求めています。

慎重審議審査をした結果、陳情第15号及び16号2件については、満場一致で採択することに決しました。

以上で報告といたします。

議長（東海林一樹君） これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから陳情第15号の討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから陳情第15号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第15号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、陳情第15号は委員長報告のとおり採択と決しました。

これから陳情第16号の討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから陳情第16号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第16号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、陳情第16号は採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午前11時49分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時50分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(東海林一樹君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、4件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、この4件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第4号 コロナ禍を克服し、国民のいのちと健康を守るための意見書

議長(東海林一樹君) 日程第23、発議第4号「コロナ禍を克服し、国民のいのちと健康を守るための意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者より説明を求めます。

13番八島博正君。

13番(八島博正君) 提案の理由は、ただいま書記が朗読したとおりでございます。よろしくご審議の上、速やかなるご決定をいただくようお願いをして、説明といたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから発議第4号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第24、発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 提案の理由につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。慎重審議の上、速やかなる決定をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから発議第5号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第25、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇

◇

◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第26、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。

町長。

町長（引地 真君） 令和3年第4回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご提案した議案などは、慎重審議、格別のご理解により、原案のとおり議決いただき、ありがとうございました。

一般質問と議案審議の中で交わされました議論につきましては、執行部と議会、しっかりと心にとどめ、それぞれの責任において熟慮、熟考すべきものと思います。

議員の皆様には時節柄、御身十分留意され、今後も町政進展、町民福祉の向上にご協力くださるようお願いし、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

令和3年第4回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでございました。

（午後0時07分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月25日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 蒲 倉 孝

同 署名議員 八 島 博 正